



第2次尾張旭市 男女共同参画プラン

～中間見直し版～

令和2年3月


すくすくのびのび
尾張旭市



第2次尾張旭市男女共同参画プラン

～中間見直し版～

目次



第1章 計画の見直しにあたって.....	1
1 計画見直しの趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の見直し体制.....	3
5 男女共同参画の動向.....	3
第2章 尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題.....	5
1 統計データに基づく尾張旭市の状況.....	5
2 市民意識調査の結果.....	10
3 団体ヒアリング・企業ヒアリングの結果.....	17
4 基本目標ごとの推進状況(指標の現状値).....	20
5 現状・課題のまとめ.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	24
3 施策の体系.....	25
4 重点施策.....	26
第4章 施策の展開.....	28
基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発.....	28
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画.....	35
基本目標3 労働における男女共同参画.....	40
基本目標4 意思決定の場における男女共同参画.....	45
基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	48
基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	51
第5章 計画の推進体制.....	54
1 推進体制.....	54
2 進捗管理.....	54
第6章 成果目標.....	55
数値目標の設定.....	55

資料編.....	59
1 尾張旭市男女共同参画審議会.....	59
2 尾張旭市男女共同参画行政推進会議.....	63
3 中間見直し経過.....	65
4 用語解説.....	67
5 法令等.....	68

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。つまり、すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる社会のことをいいます。少子高齢化がますます進行し、経済活動のグローバル化、地域社会におけるコミュニティの変化等、社会情勢がめまぐるしく変化する中、男女共同参画の視点は一層重要となっています。各自治体においても、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

国においては、平成 27(2015)年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」を踏まえた「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、男性中心型労働慣行等の変革など、めざすべき社会の実現に向けて取り組んでいます。令和元(2019)年5月には「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等、企業における女性活躍の促進強化が求められています。

また平成 28(2016)年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境の整備、女性や若者の人材育成など、働き方改革に向けて具体的な取組が示されました。

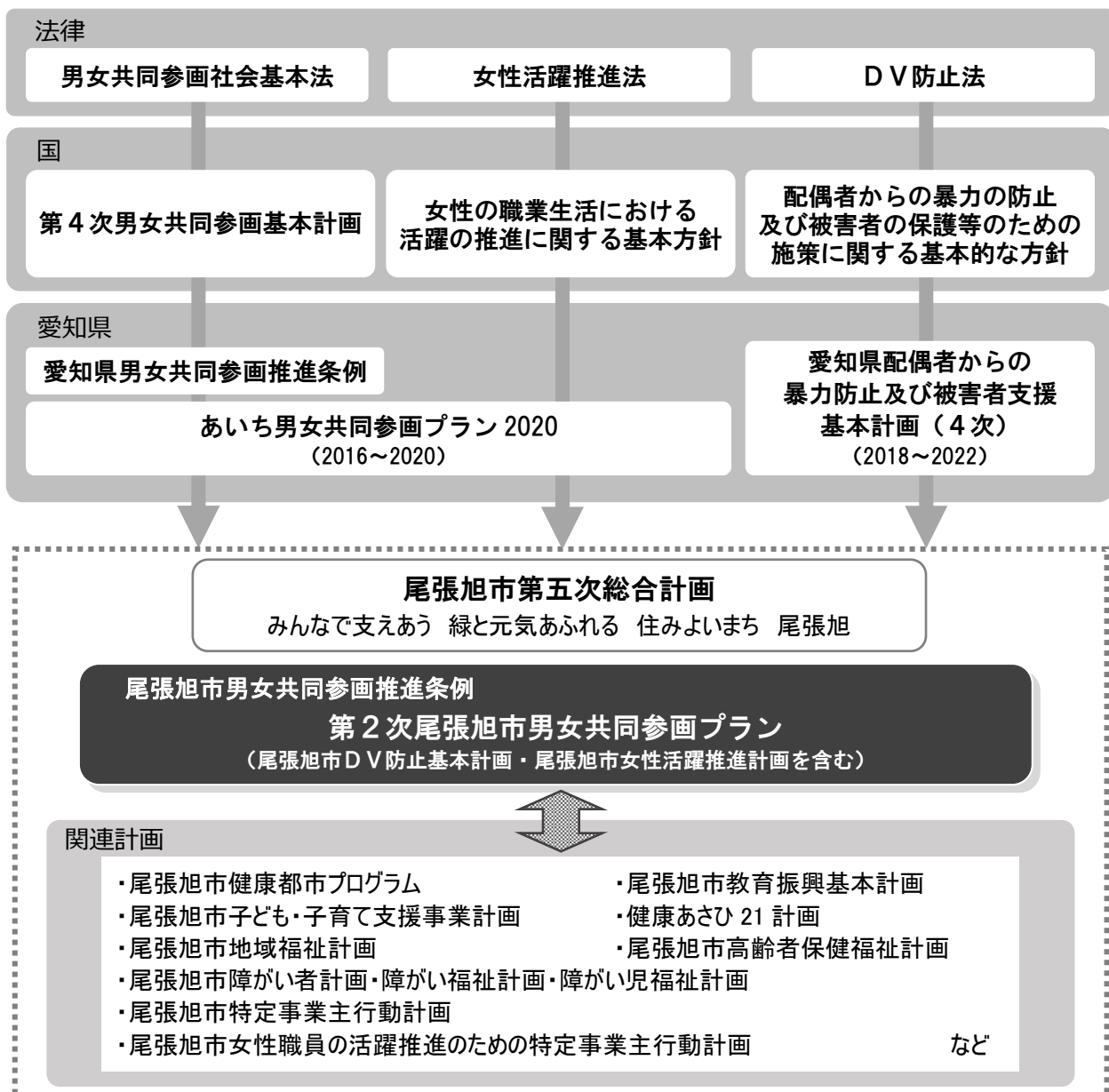
本市は、平成 26(2014)年4月に、市、市民、事業者及び教育関係者が協働し、市民一人ひとりが輝くまちの実現をめざして、「尾張旭市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）」を平成 27(2015)年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

この度、第2次プランの計画期間が中間年度を迎えたことから、最近の国や県、本市の動向等を踏まえ、女性の活躍推進や多様な性や生き方への理解促進など、新たな課題にも取り組んでいくため、中間見直しを行いました。

2 計画の性格・位置づけ

「第2次尾張旭市男女共同参画プラン～中間見直し版～」(以下、「本計画」という。)は、次の計画として位置づけます。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」
- 「尾張旭市男女共同参画推進条例」第10条第1項に定められた「基本計画」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」(※本計画の「基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶」を「尾張旭市DV防止基本計画」として位置づけ)
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」(※新たに、本計画の「基本目標3 労働における男女共同参画」「基本目標4 意思決定に場における男女共同参画」を「尾張旭市女性活躍推進計画」として位置づけ)
- また、「尾張旭市第五次総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活などの本市の関連計画との整合を図りました。



3 計画の期間

第2次プランの期間は、平成 27(2015)年度から令和6(2024)年度までの 10 年間です。中間年度である令和元(2019)年度に中間見直しを行いました。



4 計画の見直し体制

本市の附属機関である「尾張旭市男女共同参画審議会」及び行政組織である「尾張旭市男女共同参画行政推進会議」において審議を重ね、見直しを実施しました。

見直し過程においては、市民や男女共同参画に関する活動団体、企業などへの調査を通じ、本市における男女共同参画を取り巻く実態を把握しました。

また、計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を取り入れるとともに、その反映に努めました。

5 男女共同参画の動向

男女共同参画をめぐる社会情勢は、めまぐるしく変化しています。近年では、令和元(2019)年5月に「女性活躍推進法」の一部改正や、パワー・ハラスメントの防止措置を企業に義務づける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下「労働施策総合推進法」という。)」等の一部改正が行われています。

【国、愛知県、尾張旭市の動向】

	国	愛知県	尾張旭市
平成 22 (2010) 年	●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 23 (2011) 年		●「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	
平成 24 (2012) 年	●「子ども・子育て支援法」成立	●「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定	
平成 25 (2013) 年	●DV防止法の一部改正	●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定 ●「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」設置	
平成 26 (2014) 年	●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置		●「尾張旭市男女共同参画推進条例」施行 ●「尾張旭市男女共同参画審議会」設置
平成 27 (2015) 年	●「女性活躍推進法」成立 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」閣議決定 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		●「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」策定
平成 28 (2016) 年	●「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の一部改正	●「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 ●「あいち仕事と生活の調和行動計画 2016-2020」策定	
平成 29 (2017) 年	●「働き方改革実行計画」働き方改革実現会議決定		
平成 30 (2018) 年	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	●「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定	
令和元 (2019) 年	●「女性活躍推進法」等の一部改正		

第2章 尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 統計データに基づく尾張旭市の状況

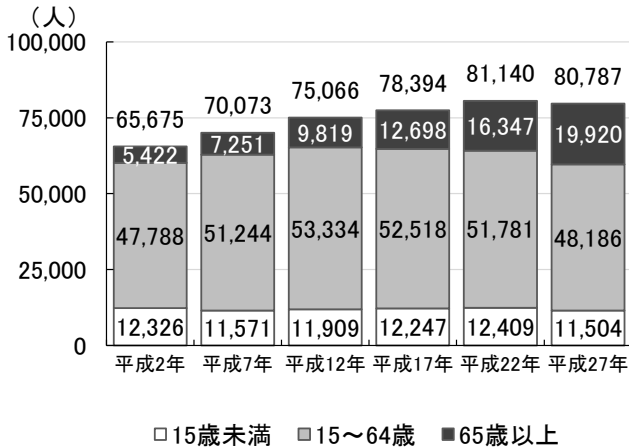
(1) 人口の状況

国勢調査によると、本市の総人口は市制施行以降一貫して増加していましたが、平成27(2015)年は減少し、80,787人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、高齢化率は25.0%となっています。

平成27(2015)年の年齢別人口における男女比をみると、70歳代までは男女比にそれほど差はありませんが、80歳以上では、女性の占める割合が6割を超えています。

男女・年齢別人口の推移・推計は、今後75歳以上の後期高齢者数が増加する一方で、30歳代、40歳代の働き盛り世代や子育て世代を含めた15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口の減少が予想されています。

■年齢3区分別人口の推移(尾張旭市)



□15歳未満 □15～64歳 ■65歳以上

資料：国勢調査（合計には年齢不詳者を含む）

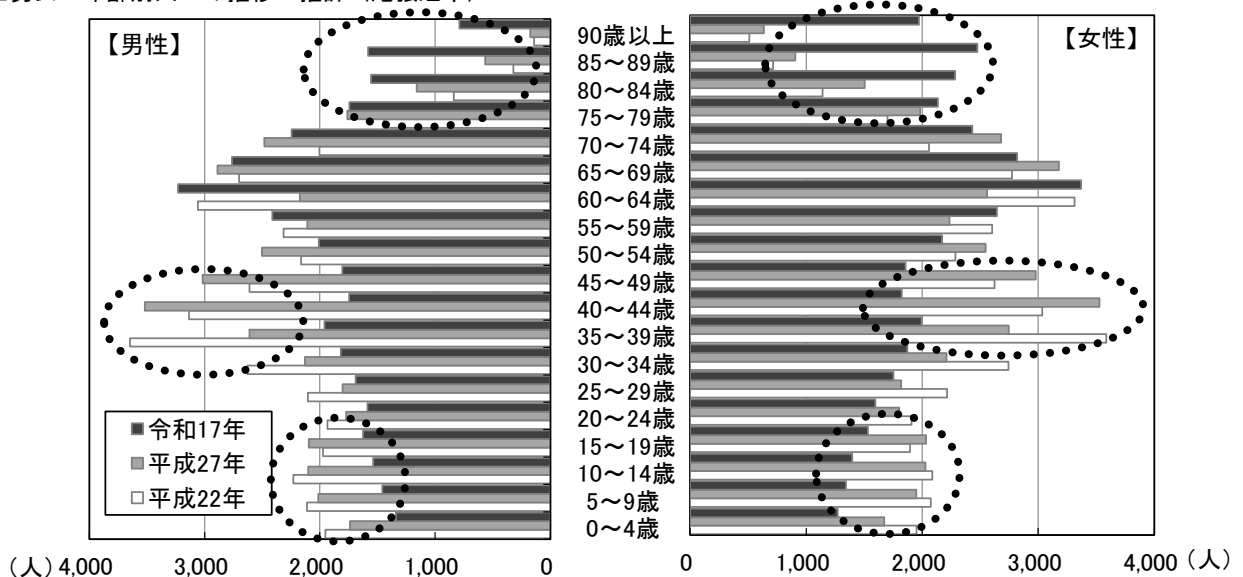
■年齢別人口における男女比(尾張旭市)



□女性 ■男性

資料：国勢調査（平成27年）

■男女・年齢別人口の推移・推計(尾張旭市)



資料：平成22年、平成27年：国勢調査

令和17年：日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

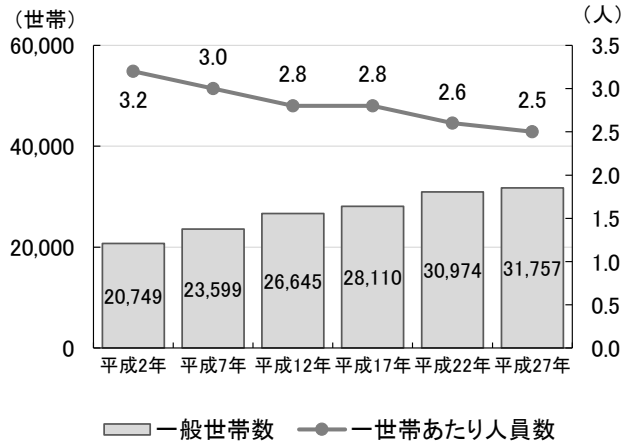
(2) 世帯の状況

一般世帯数(寮に入っていたり、病院に入所していたりする施設入所者を除いた世帯数)は増加傾向にあります。一世帯あたり人員数は減少傾向となっており、世帯の縮小化が進んでいます。

世帯の家族類型別割合をみると、核家族世帯は減少傾向、単独世帯は増加傾向となっています。

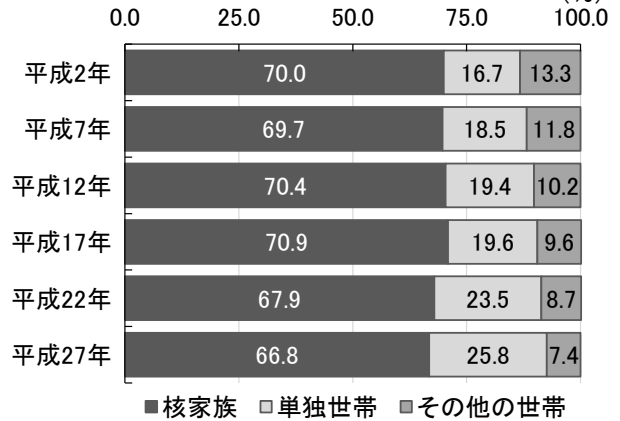
高齢者のみの世帯数は、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。また、高齢単身世帯の男女比の推移をみると、約7割が女性となっていますが、男性の割合が若干増加しています。

■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移(尾張旭市)



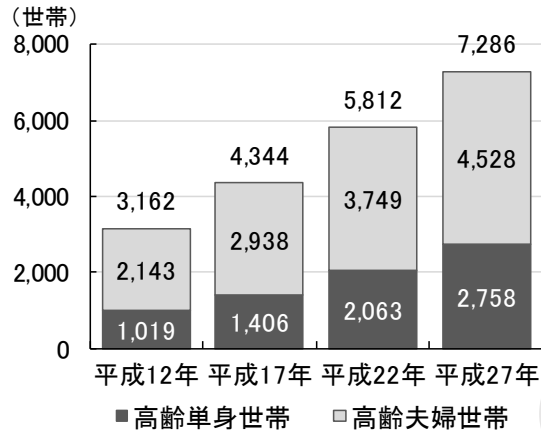
資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の推移(尾張旭市)



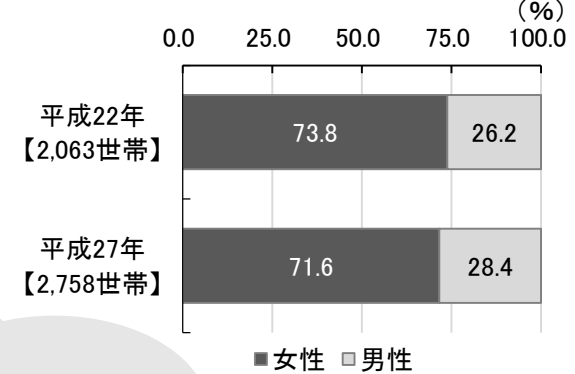
資料：国勢調査

■高齢者のみの世帯数の推移(尾張旭市)



資料：国勢調査

■高齢単身世帯の男女比の推移(尾張旭市)



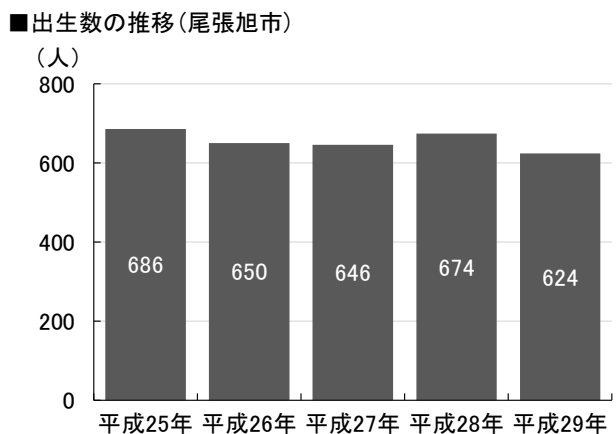
資料：国勢調査

高齢者のみの世帯数が平成12年から約2倍増加しています。

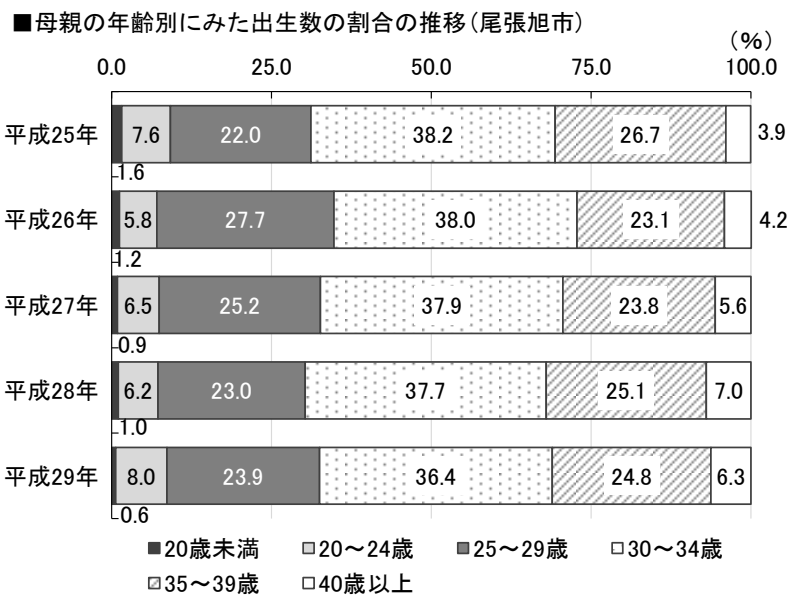
(3) 出生の状況

出生数は、全体的に減少傾向となっています。

母親の年齢別にみた出生数の割合は、年によってばらつきがありますが、40歳以上では増加傾向にあります。女性の社会進出や晩婚化、医療技術の進歩による、女性の出産年齢の高齢化がうかがえます。



資料：愛知県衛生年報



平成25年から平成29年にかけて40歳以上の割合が2.4ポイント増加しています。

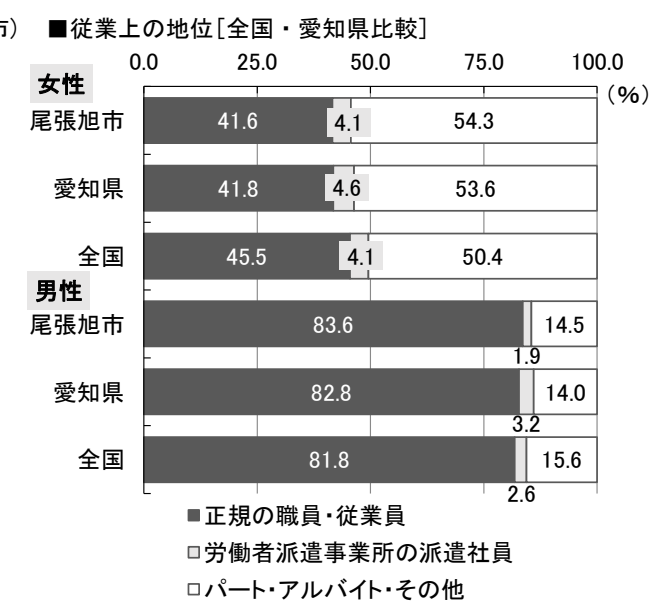
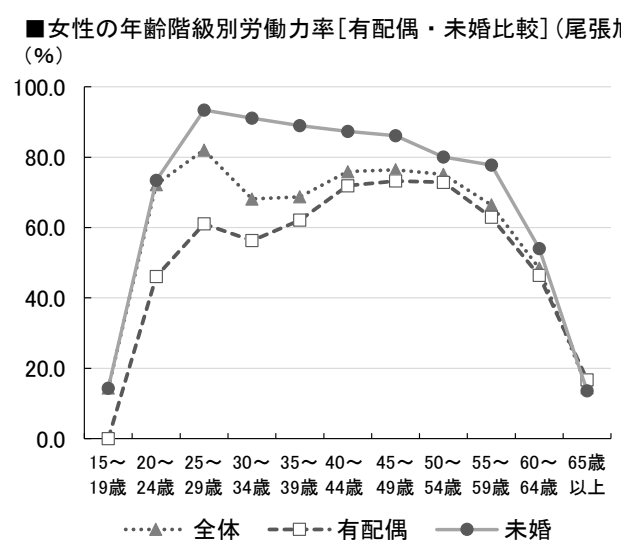
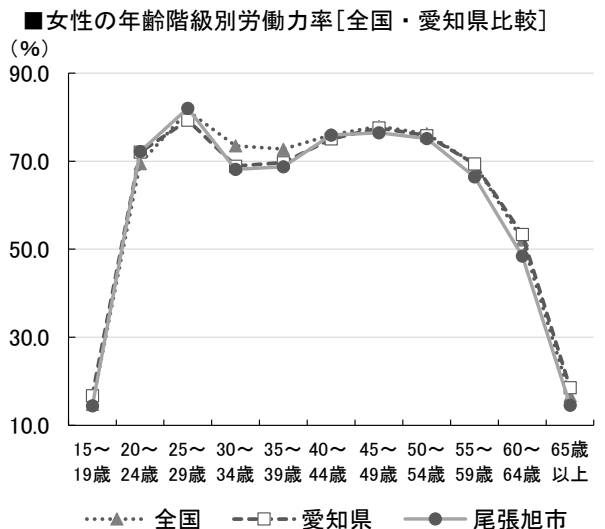
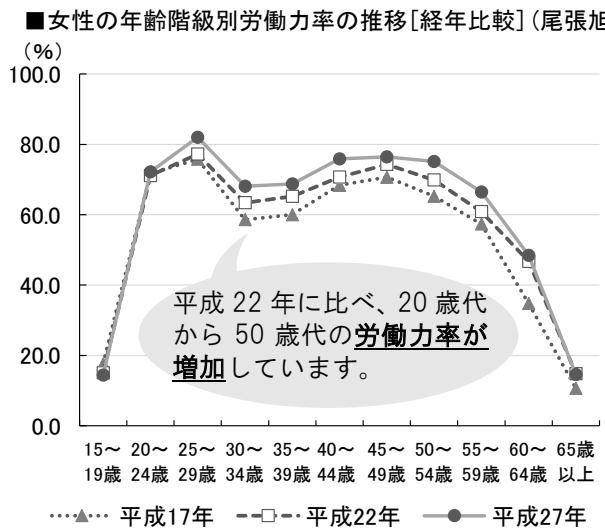
資料：愛知県衛生年報

(4) 女性の労働状況

女性の年齢階級別労働力率は、女性の結婚・出産・子育て期に労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。経年比較をみると、M字カーブの谷である30～39歳の労働力率が増加しており、働き続ける女性が増加しています。全国や愛知県と比較すると、M字カーブの谷は全国よりもやや深く、愛知県とは同様の傾向となっています。

また、女性の労働力率を有配偶・未婚で比較すると、有配偶では未婚に比べて大幅に低い労働力率となっており、本市では依然として、結婚・出産を機に離職する傾向がみられます。

従業上の地位をみると、全国や愛知県の状況と同様に、女性は男性と比較して正規の職員・従業員が少なく、「パート・アルバイト・その他」が多くなっています。



(5) 女性の参画状況

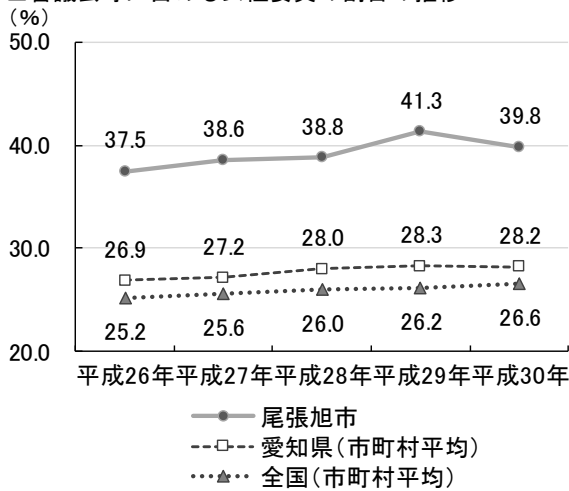
審議会等に占める女性委員の割合は増加傾向にあり、平成30(2018)年で39.8%となっています。全国や愛知県の市町村平均と比較して高いことから、女性の参画が進んでいることがうかがえます。

市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率も増加傾向にあり、平成30(2018)年で18.8%となっています。全国や愛知県の市町村平均と比較して高くなっています。

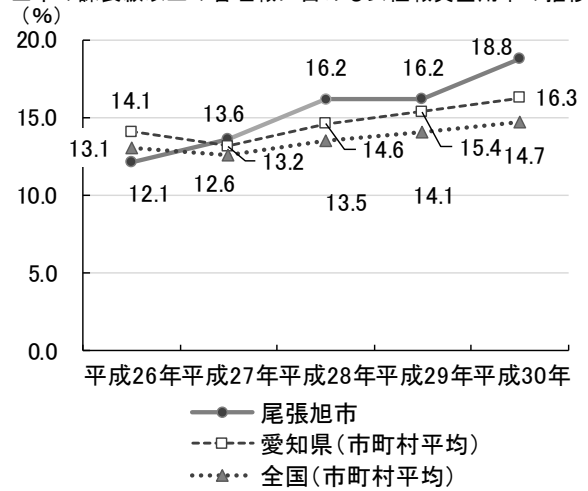
市議会議員に占める女性の割合は、平成30(2018)年までは19.0%となっていました。令和元(2019)年には10.0%と減少しています。

町内会長・自治会長に占める女性の割合は、全国や愛知県の市町村平均と比較して高く推移しており、平成30(2018)年は14.0%となっています。

■ 審議会等に占める女性委員の割合の推移

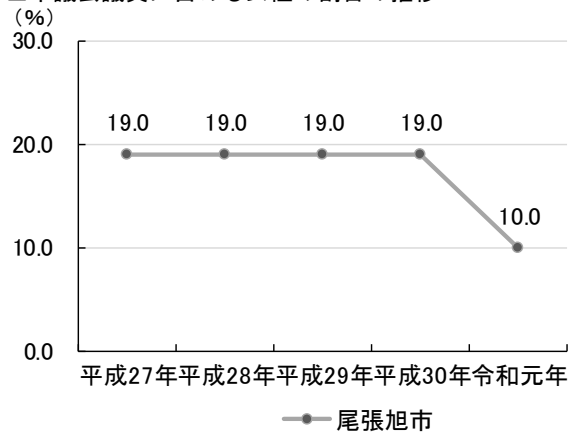


■ 市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率の推移

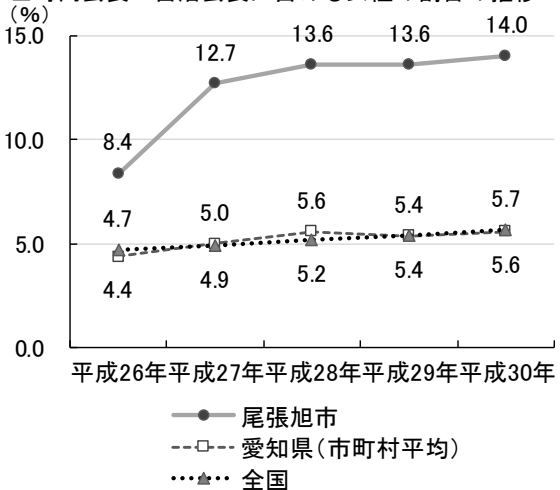


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■ 市議会議員に占める女性の割合の推移



■ 町内会長・自治会長に占める女性の割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

資料：議会の概要

2 市民意識調査の結果

(1) 市民意識調査の実施概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、中間見直しの基礎資料とするために、市民意識調査を実施しました。

■市民意識調査の概要

調査対象	市内在住の満18歳以上の方
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30(2018)年11月8日～11月26日
配布数(A)	2,000件
回収件数(B)	907件
回収率(B/A)	45.4%

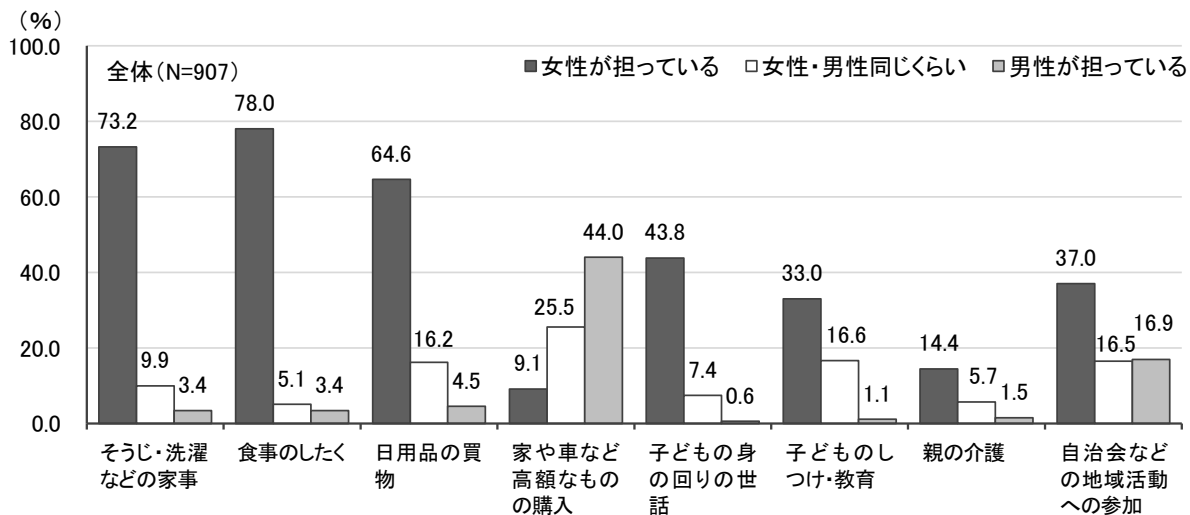
※全体の回収件数と女性・男性の回収件数の合計は異なる。(性別についての無回答等による)

(2) 市民意識調査の結果概要

① 家庭における役割分担について

家庭における役割分担について、「そうじ・洗濯などの家事」「食事のしたく」「日用品の買物」といった、いわゆる日常的な家事については、「女性が担っている」が6割を超えて高くなっています。「家や車など高額なもの購入」は、「女性・男性同じくらい」が2割半ばと、他に比べて高くなっていますが、「男性が担っている」が4割を超えており、大きな家計の動きについては男性という傾向がみられます。

■家庭における役割分担

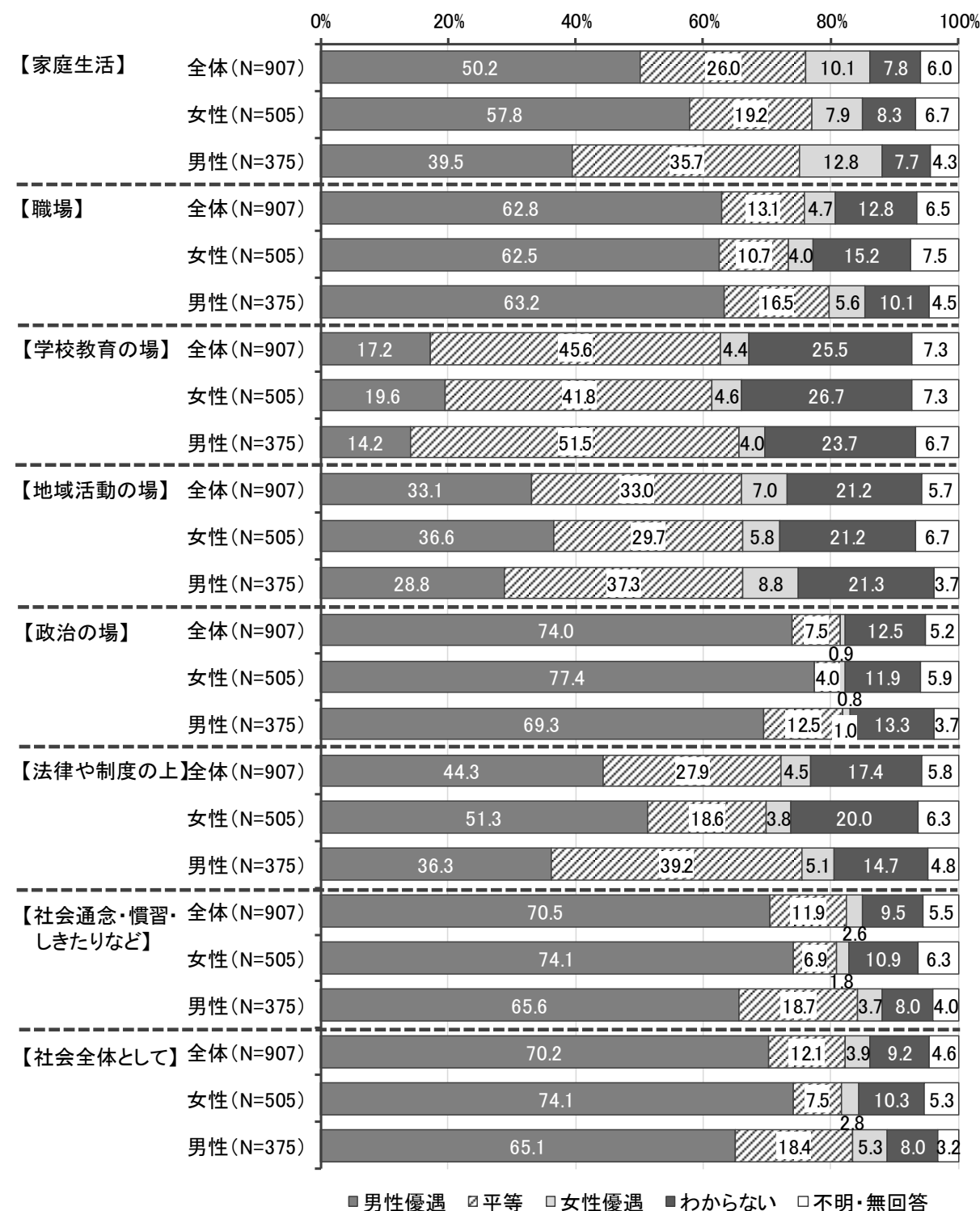


② 各分野における男女の地位の平等感について

各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」を除くすべての分野において、全体では「男性優遇」が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性優遇」が強くなっています。また、ほぼすべての分野で女性は男性より「男性優遇」と感じている割合が高く、女性は多くの場面で不平等と感じていることがうかがえます。

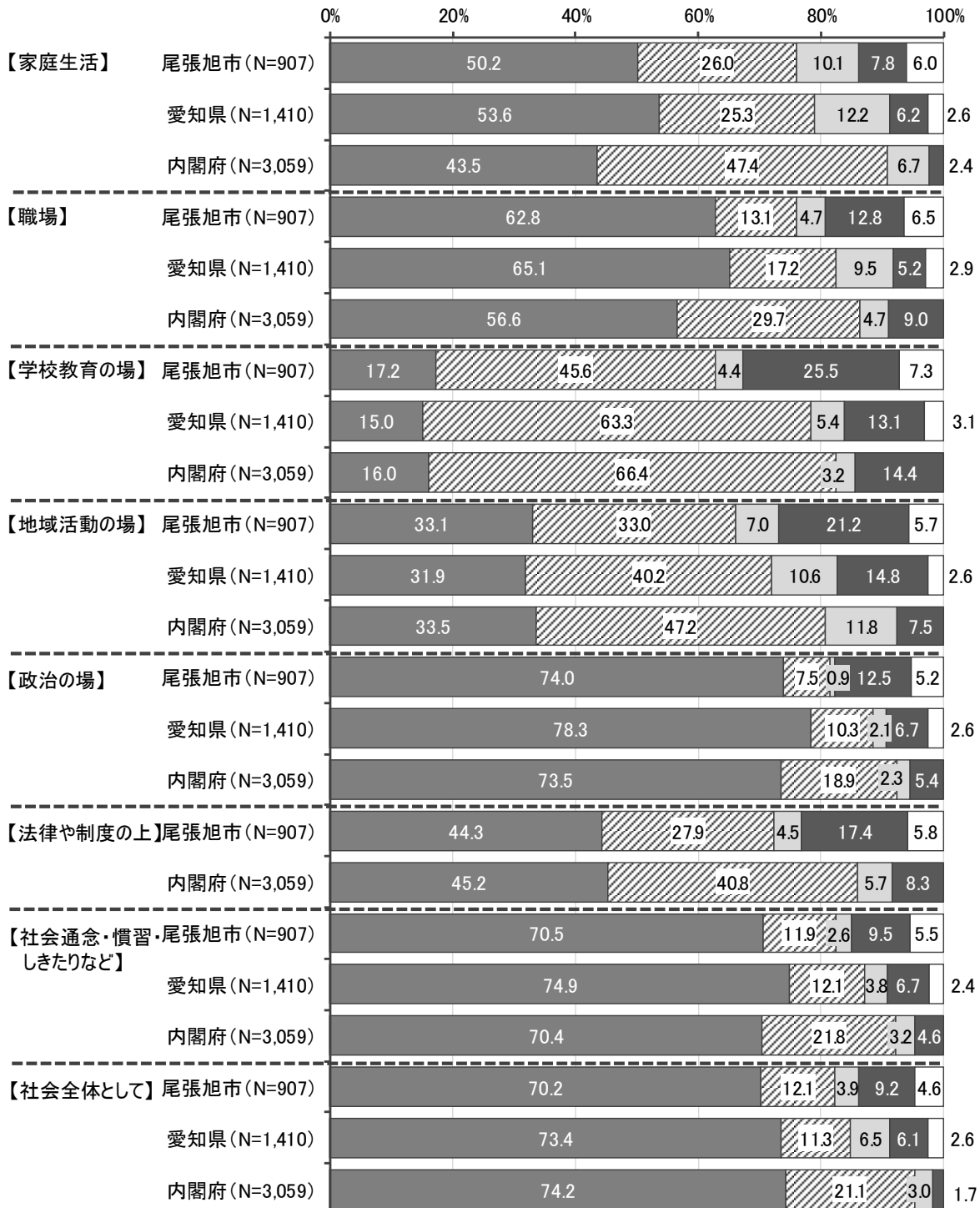
一方、「学校教育の場」では、「平等」が全体で45.6%と、他に比べて男女ともに平等感が高くなっています。

■各分野における男女の平等感[男女間比較]



本市と内閣府の調査を比較すると、本市ではすべての分野で「平等」の割合が低く、特に「家庭生活」「学校教育の場」では 20 ポイント以上の差があります。一方で、本市と愛知県の調査を比較すると、項目により違いはありますが、似たような傾向がみられます。

■各分野における男女の平等感[全国、愛知県比較]



■男性優遇 □平等 □女性優遇 ■わからない □不明・無回答

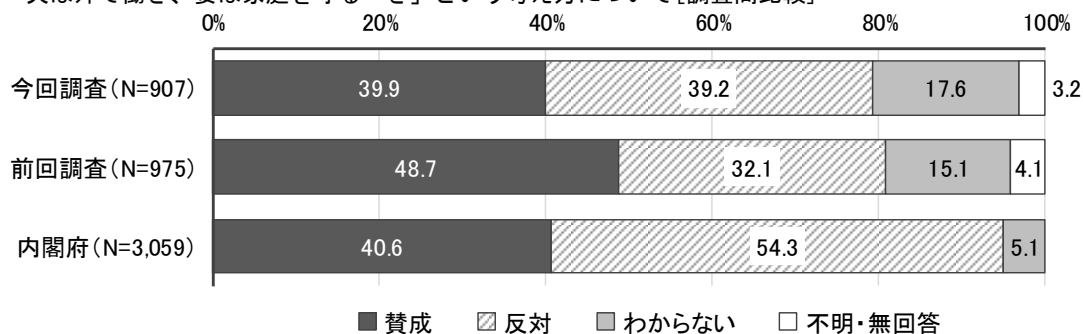
※内閣府調査：内閣府で平成 28 年度に実施した調査
調査は個別面接聴取であり、「不明・無回答」なし
※愛知県調査：愛知県で平成 29 年度に実施した調査
調査項目に【法律や制度の上】なし

③ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、全体では「賛成」が39.9%、「反対」が39.2%と、ほぼ同じ割合となっています。前回調査と比較すると、「反対」が増加している一方、内閣府調査と比較すると「反対」が低いことから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

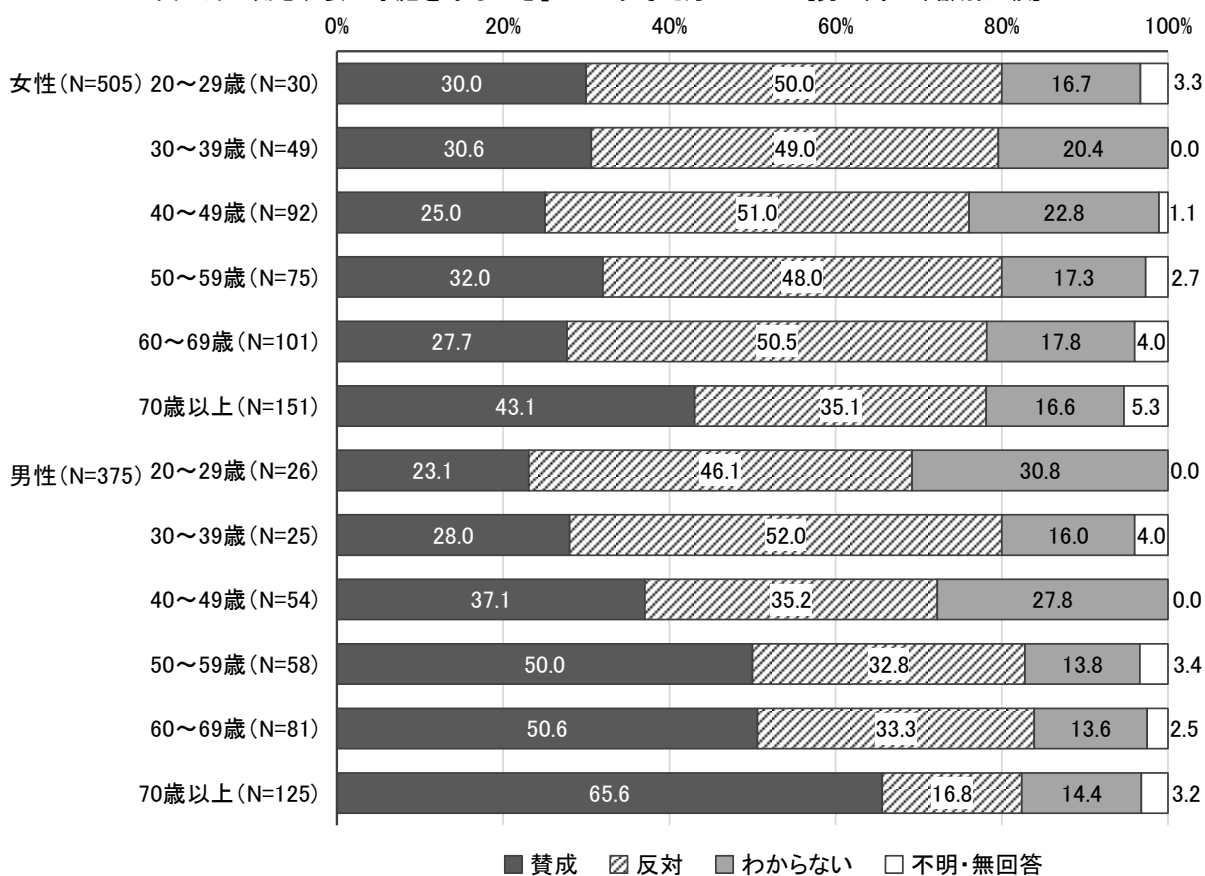
男女別・年齢別で見ると、女性では、70歳以上を除いて「反対」が「賛成」を上回っており、女性の社会進出に対して前向きに捉えている状況となっています。一方、男性では、40歳以上で「賛成」が「反対」を上回っており、年齢が高くなるほど、「賛成」が高くなる傾向がみられます。年代によって理解や意識の差が生じており、対象によって、周知・啓発の方法を検討していくことが求められます。

■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について[調査間比較]



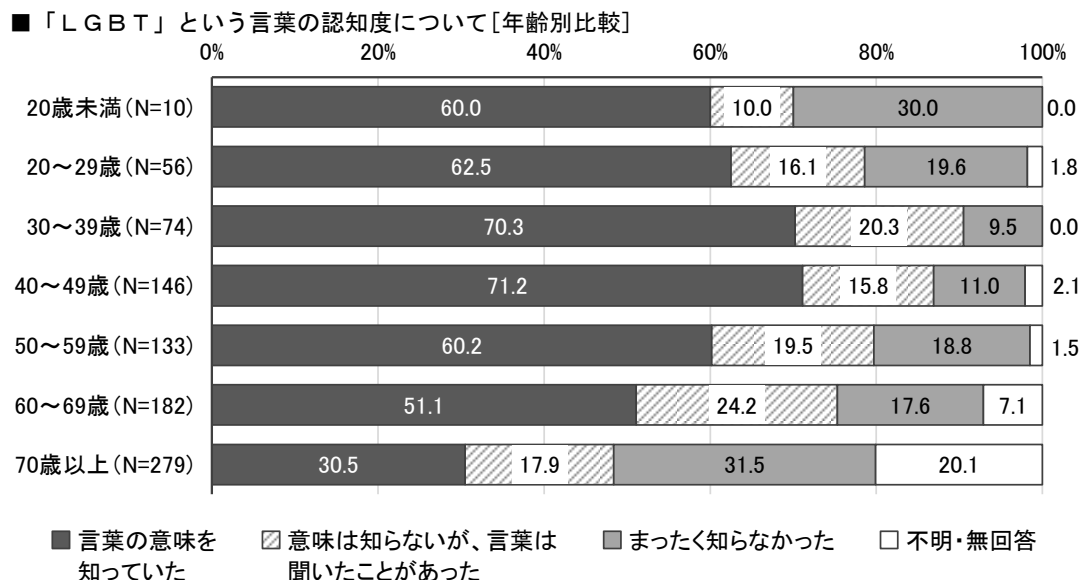
※前回調査：平成25年度に満20歳以上の市民に実施した調査

■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について[男女間・年齢別比較]



④ 「LGBT」という言葉の認知度について

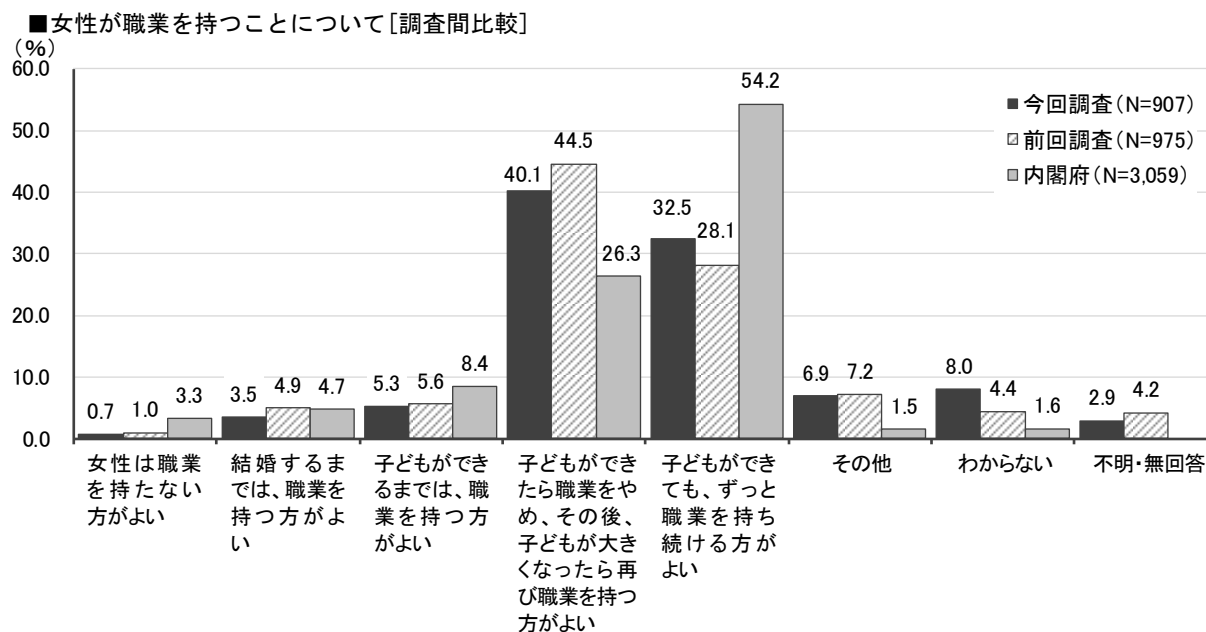
「LGBT」という言葉の認知度について、年齢別で見ると、70歳以上を除くすべての年代で、「言葉の意味を知っていた」が5割以上となっています。近年、新聞やニュースなどの時事問題として多く取り上げられることが背景にあると考えられます。



⑤ 女性が職業を持つことについて

女性が職業を持つことについて、今回調査では、「子どもができたなら職業をやめ、その後、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が40.1%と最も高く、次いで「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が32.5%となっています。

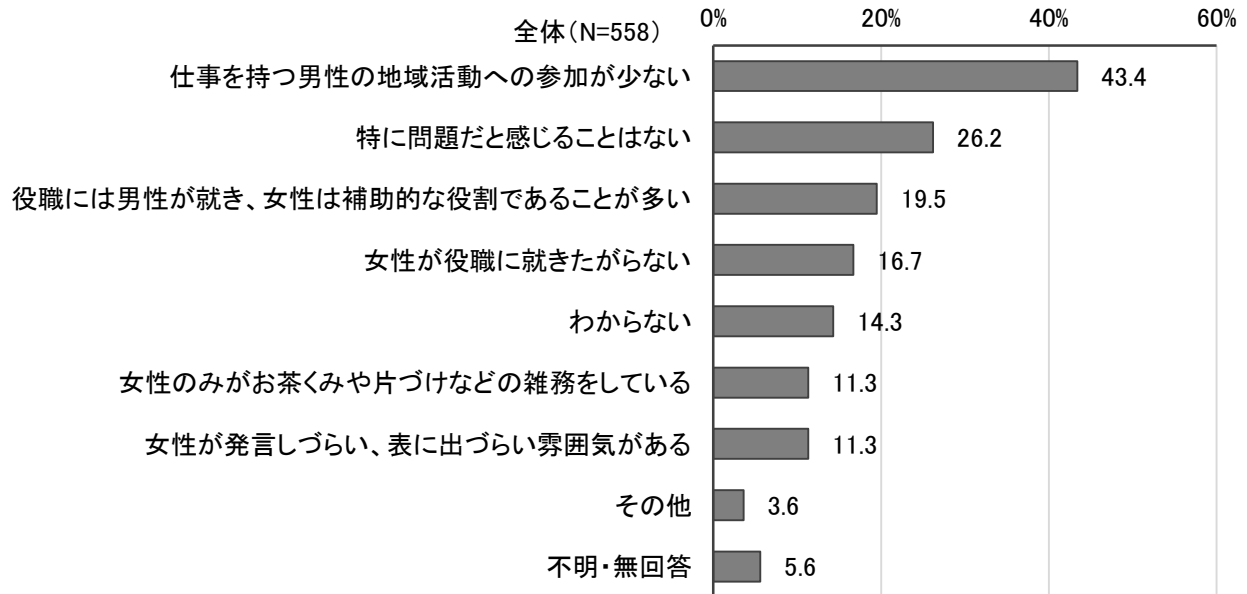
前回調査と比較すると、同様の傾向となっていますが、「子どもができたなら職業をやめ、その後、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」がやや減少し、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」がやや増加しています。女性が働き続けることへの理解の広がりが見られますが、一方で、内閣府調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が20ポイント以上低くなっています。



⑥ 地域活動における男女共同参画の視点からの問題点について

地域活動における男女共同参画の視点からの問題点について、全体では「仕事を持つ男性の地域活動への参加が少ない」が43.4%と最も高くなっています。

■地域活動における男女共同参画の視点からの問題点について

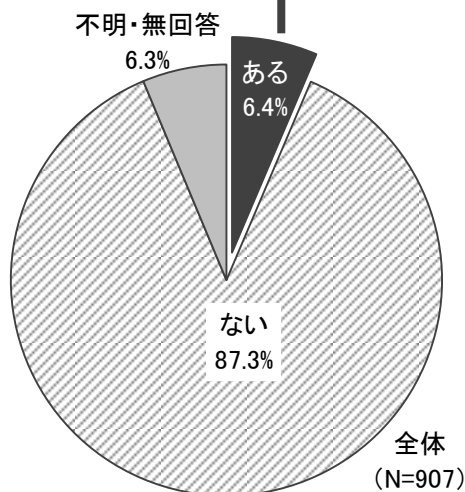


⑦ DV（配偶者や恋人からの暴力）について

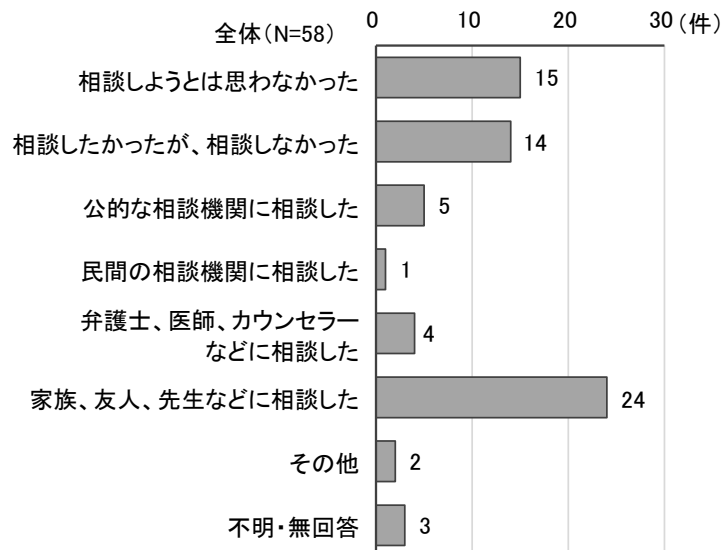
DV被害の経験の有無について、全体では「ある」が6.4%となっており、女性は8.9%、男性は3.2%と女性の方がやや多くなっています。

また、DVについての相談では、「家族、友人、先生などに相談した」が最も多い一方で、「相談しようとは思わなかった」「相談したかったが、相談しなかった」も多くなっています。相談しなかった理由としては、「相談してもむだだと思った」「自分さえ我慢すればいいと思った」があげられています。声をあげることができず、被害が潜在化していることが懸念されます。

■DV被害の経験の有無

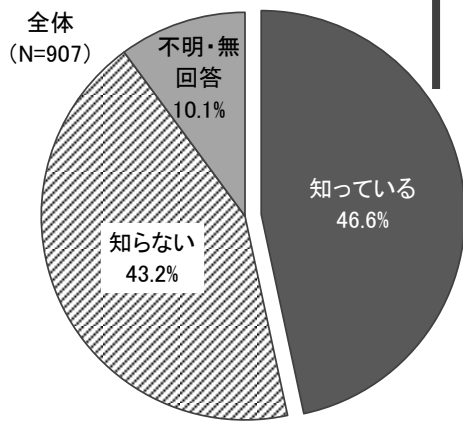


■DVについての相談（被害経験がある人のみ）

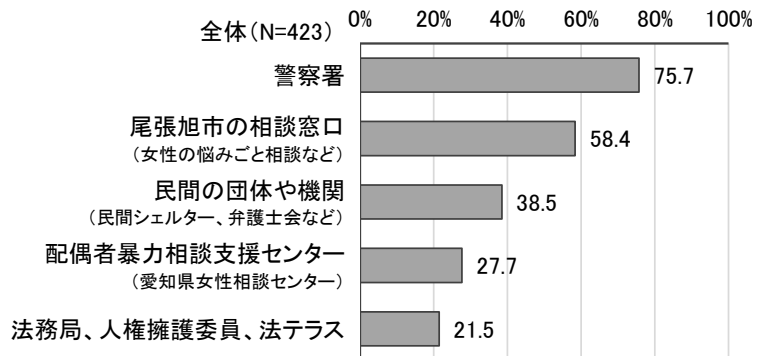


DVに関する相談窓口の認知度について、全体では「知っている」が5割弱となっており、内訳としては「警察署」「尾張旭市の相談窓口(女性の悩みごと相談など)」が高くなっています。前回調査から認知度に大きな変化はみられないため、相談窓口の周知を一層進める必要があります。

■DVに関する相談窓口の認知度



■相談できる窓口についてどのようなところを知っているか (複数回答・上位5位を抜粋)



⑧ 男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきことについて

男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきことについて、市民としては、全体では「性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる」が最も高く、男女がともに家庭で役割を果たすことが求められています。

企業としては、全体では「男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」が最も高く、次いで「育児休業や介護休業の制度を整備・充実する」など、子育てをしながら働き続けられる環境の整備が求められています。

行政としては、全体では「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」が最も高くなっていますが、次いで女性は「職場における男女平等について企業等に働きかける」、男性は「男女共同参画に関する情報提供や相談などの場を充実する」となっています。

■男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきこと (上位3位を抜粋)

全体 (N=907)	市民として	企業として	行政として
第1位	性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる [54.4%]	男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる [58.8%]	子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る [46.3%]
第2位	性別に基づく固定的な習慣、しきたりなどを見直す [37.7%]	育児休業や介護休業の制度を整備・充実する [41.8%]	男女共同参画に関する情報提供や相談などの場を充実する [28.0%]
第3位	職場での男女共同参画や、仕事と生活の両立を進める [35.0%]	子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を進める [32.2%]	職場における男女平等について企業等に働きかける [27.2%]

3 団体ヒアリング・企業ヒアリングの結果

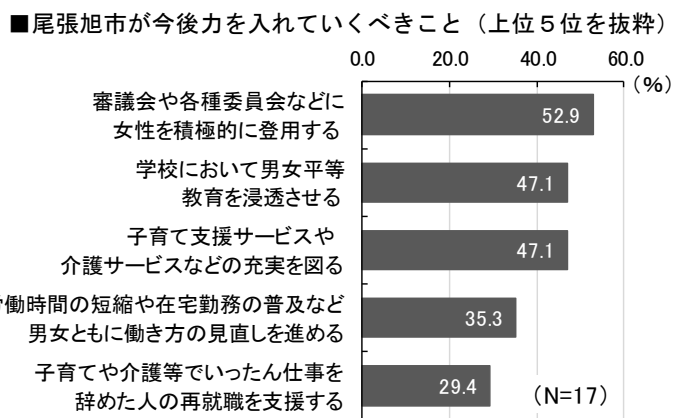
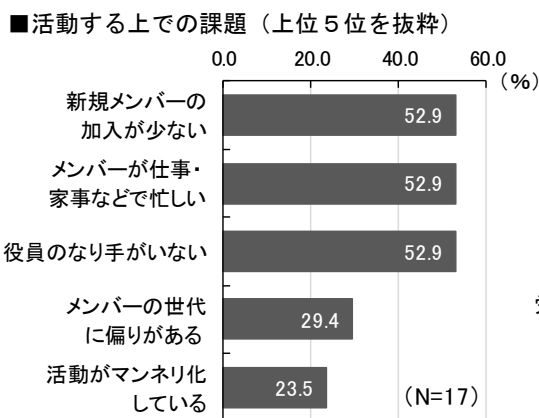
(1) ヒアリング調査の実施概要

本市で活動している団体や市内の企業を対象に、男女共同参画に関するヒアリング調査を実施しました。

	対象	調査期間	調査方法
団体	男女共同参画に関する団体、自治会など（17 団体）	平成 30(2018)年 11 月～ 平成 31(2019)年 2 月	・調査シートによる意見聴取（17 団体・7社に実施） ・面談による聞き取り調査（上記意見聴取先のうち3 団体、3社に実施）
企業	市内の企業（7社） 【運輸通信業、医療・福祉、サービス業各2社、製造業1社】		

(2) 団体ヒアリング調査の結果概要

- 活動する上での課題として、「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーが仕事・家事などで忙しい」「役員のなり手がいない」が高くなっています。
- 他の団体等との今後の連携について、約8割が肯定的な回答（「他の団体と積極的に連携をとりたい」と「活動の内容によっては連携をとってもよい」の合算）をしています。
- 男女共同参画に関する活動の連携として、本市に求めるものは、「イベント等、協働による事業の実施支援」が最も高く、次いで「団体間での交流や学習機会の提供」「団体間での活動情報の共有や情報発信の支援」となっています。
- 団体活動や地域活動に必要な取組として、「男性のより幅広い年齢層の参加」や「男女がともに理解し、お互いの能力、人格を尊重しあえる姿勢」などがあがっています。
- 尾張旭市が今後力を入れていくべきこととして、「審議会や各種委員会などに女性を積極的に登用する」が最も高く、次いで「学校において男女平等教育を浸透させる」「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」となっています。



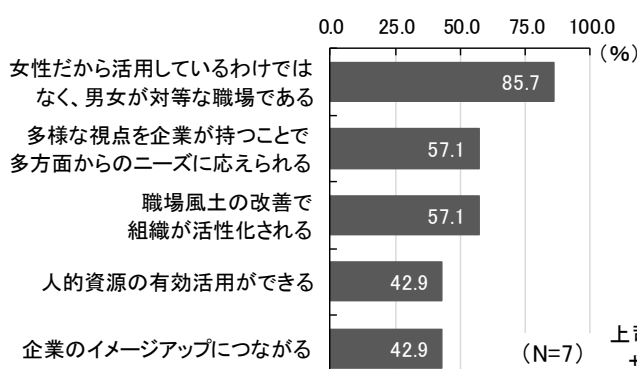
【面談ヒアリングからの意見】

- 男女共同参画に関する団体でも、声掛けにより男性の参加が増えている。子育て支援の団体では、少数の男性が参加しているが、組織の中心は担っていない。男性の視点での意見が活動のメリットになっている。全体的に団体での人材が不足している。
- 若い人は、男女平等の教育を受けているため、男女共同参画への意識が高い。学校での教育は効果的な意義がある。
- 防災分野における女性の意見が重要であり、活躍を期待したい。
- 女性が社会で活躍するためには、男性の家庭進出も必要である。そのためには、職場の制度だけでなく、風土を整えていくことが必要ではないか。
- 男性の育休仲間が集まれる異業種間交流などを開催し、男性の育休が会社のメリットになるような事業を展開できるとよい。
- 他団体との情報共有や交流の場があれば参加してみたい。
- 男女・個人など、お互いを尊重し、お互いが協力することが大切である。

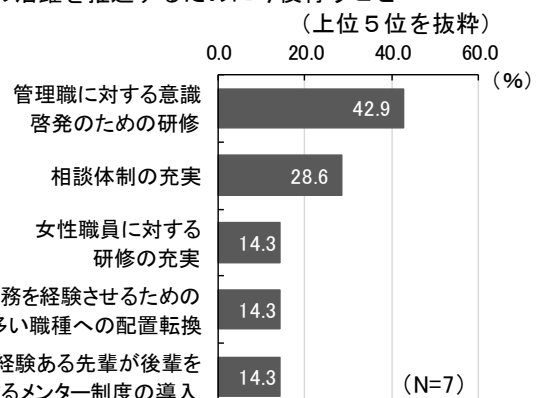
(3) 企業ヒアリング調査の結果概要

- 結婚や妊娠・出産を機に退職を選ぶのではなく、育児休業などを活用しつつ、仕事を継続する女性が多くなっています。
- 回答企業の多くでは、女性活躍が進んでおり、男女が対等に働ける職場となっています。また、女性が活躍するメリットを聞いたところ、「多様な視点を企業が持つことで多方面からのニーズに応えられる」「職場風土の改善で組織が活性化される」等があげられましたが、「女性だから活用しているわけではなく、男女が対等な職場である」と回答する企業が多く、「女性だから」「男性だから」ではなく、一人ひとりの能力やスキルを評価していることがわかります。
- 女性の活躍を推進するための取組として、「出産や育児等による休業がハンディとならないような人事管理・能力評価」が最も高く、次いで「相談体制の充実」「資格取得の奨励」となっています。
- 女性の活躍を推進するために今後行うこととして、「管理職に対する意識啓発のための研修」が42.9%と多くなっています。
- 女性従業員の活躍推進にあたっての課題や問題点として、3社が「家庭的責任を考慮する必要がある」と回答しており、家庭生活と仕事の両立ができる働き方が求められています。
- 企業として、今後力を入れていくべきことについて、「男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」「在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方を取り入れる」があげられています。

■女性従業員の活躍のメリット（上位5位を抜粋）



■女性の活躍を推進するために今後行うこと



【面談ヒアリングからの意見】

- 女性の方が対人折衝や、イベントの企画実施等において、長けている部分もある。
- 「女性だから」ではなく、いい人材を確保し、活躍を支援したい。女性活躍を強調しすぎると、差別・区別になりかねない。
- 育休後に保育園に子どもを預けることができず、復帰できないこともある。地元の保育園、幼稚園との連携が必要。
- 国の加算制度を活用して職員の給与へと還元する、時短勤務や変則勤務等の制度づくりなどを進め、よりよい労働環境を整備している。
- 女性が活躍できるよう、事業所内保育園の設置のような環境整備を進めていきたい。
- セクシュアル・ハラスメント防止に向けては、ハラスメント防止規定を定め、相談窓口を設置している。
- 育児休業・介護休業取得は女性の取得が多く、男性は少ないが希望があれば対応したい。
- 企業における男女共同参画や女性活躍を広めていくためには、女性の人材紹介や、女性が活躍している事例・成果を周知するなど、具体的な取組のための支援が必要。
- 他社との差別化を図るものとして、ワーク・ライフ・バランスを推進し、愛知県の「ファミリー・フレンドリー企業」に登録している。
- 若い人は、仕事をがむしゃらにやるというよりも、生活の安定性を大切にしているようにも感じる。
- 管理職をめざさない働き方を求める人もいる。それぞれの生活を尊重して仕事を継続できるようにしたい。
- 性別に関わらず、一人ひとりのライフプランニングを尊重したい。

4 基本目標ごとの推進状況（指標の現状値）

第2次プランで設定した成果目標について、平成 30(2018)年度までの推進状況を取りまとめました。各指標の推進状況を見ると、16 の指標のうち、A(達成)が5項目、B(順調)が1項目、C(停滞)が8項目と、Cが多くなっています。全体として男女の平等感に関わる指標に改善がみられないことが課題となっています。一方で、意思決定の場への女性の登用については、成果がみられます。

【推進状況】 A（達成）：目標達成
 B（順調）：策定時より改善・目標達成見込みあり
 C（停滞）：策定時と変化がみられない・策定より後退
 -（その他）：実施方法の変化等により、A～Cに当てはまらない

施策番号	指標	策定時 (平成 25(2013)年度)	目標値 (令和元(2019)年度)	現状値 (平成 30(2018)年度)	推進状況
基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発					
1-1	社会全体での男女の平等感	36.2%	38.0%	34.8%	C
1-2	学校教育における男女の平等感	80.9%	85.0%	74.1%	C
1-2	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数	241 人	260 人	182 人	-
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画					
2-1	家庭生活における平等感	52.6%	54.0%	46.6%	C
2-1	家事・育児参画への意識	32.4%	36.0%	36.6%	A
2-2	地域活動の場における平等感	64.8%	65.0%	58.7%	C
2-3	防災会議における女性委員数	3 人 [※]	4 人	4 人	A
基本目標3 労働における男女共同参画					
3-1	職場における平等感	38.6%	44.0%	36.2%	C
3-2	ファミリー・サポート・センターの利用延べ件数	1,526 件	1,700 件	1,504 件	C
基本目標4 意思決定の場における男女共同参画					
4-1	審議会における女性の割合	37.5% [※]	38.5%	39.8%	A
4-1	市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率	12.1% [※]	16.0%	18.8%	A
4-2	町内会長・自治会長の女性の割合	8.4% [※]	12.0%	14.0%	A
基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備					
5-1	パパママ教室の男性参加率	29.1%	34.0%	20.0%	C
5-1	母子保健サービスに対する満足度	77.7%	80.0%	79.7%	B
基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶					
6-1	DV経験のある市民の割合	5.7%	3.0%	6.4%	-
6-1	DVに関する相談窓口の認知度	47.3%	54.0%	45.2%	C

※ 策定時の「※」は、平成 26 年度の値。

5 現状・課題のまとめ

社会情勢や統計データ、市民意識調査、ヒアリング調査の結果から本市の男女共同参画における現状・課題を以下のようにまとめました。

現状 固定的な性別役割分担意識が依然としてみられる

固定的な性別役割分担意識は、以前より薄れているものの、依然として残っています。

「女性だから」「男性だから」といった考え方により、一人ひとりの持つ個性や能力が十分発揮されていないおそれがあります。



課題1 あらゆる分野で男女の平等感を高める必要がある

各分野の平等感は、おおむね「男性優遇」とする割合が高くなっています。男女平等について、市民一人ひとりの意識を高める必要があります。

▶ 男性の家庭参画

日常的な家事の多くを女性が担っている傾向があるため、男性の家庭参画を一層進める必要があります。

▶ 女性の活躍支援

本市では、「子育てをするために女性は一度仕事を辞めるべき」という考え方が依然として残り、実際に結婚・出産を機に離職する傾向がみられます。職業生活での活躍を望む女性を後押しする周囲の理解や、事業所側の意識の向上等を図る必要があります。

▶ ワーク・ライフ・バランスの実現

国の「働き方改革」により、従来の働き方の見直しが進められようとしています。仕事と育児、介護との両立支援等、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備を進める必要があります。

▶ 意思決定の場への女性の参画

本市の課長級以上の管理職や審議会等に占める女性割合は、愛知県や全国と比較して高くなっていますが、社会全体としては、まだ男性中心といえます。政治や企業等の意思決定の場に女性の参画を進める必要があります。

課題2 自分とは異なる性に対する意識や理解が必要である

多様な性や、DV等について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合うことが求められます。

▶ 多様な性についての理解促進

近年、性的少数者についての社会的な認知が進んできています。多様な性についての理解を深め、偏見や差別をなくしていく必要があります。

▶ DV・ハラスメントの防止と相談窓口の周知

DVの発生を未然に防止するためにも、DVについて正しく理解する必要があります。

DVの根絶に加え、社会問題となっているセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、ハラスメントの根絶も求められます。

また、各種相談窓口の周知を一層進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

本市では、めざす姿や基本理念を踏まえ、男女共同参画に関する様々な施策を推進してきました。

今回の中間見直しにあたっては、基本理念や基本目標、施策の体系は継承しつつ、社会潮流や国の動き、本市の現状・課題を踏まえて、事業や数値目標等について部分的な見直しを行いました。

1 基本理念

本計画のめざす姿である「男女共同参画社会の実現」及び5つの基本理念を維持しつつ、さらに計画を推進していきます。

めざす姿

男女共同参画社会の実現

基本理念

- 1 個人の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

■中間見直しのポイント

- 基本目標の一部を、「女性活躍推進法」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として位置づけました。
- 社会情勢の変化等を踏まえ、事業(今後の方向性)を見直しました。
 - ーLGBT等、多様な性についての理解促進
 - ー働き方改革や高齢化社会を踏まえた、仕事と育児や介護の両立支援
 - ー「女性活躍推進法」を踏まえた女性が活躍できる環境の整備や取組の促進
- 数値目標について、施策との関連性や達成状況等を踏まえ、指標の追加や目標数値の見直し等を行いました。

2 基本目標

基本目標 1 男女共同参画に関する学習・啓発

市民一人ひとりが、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場所で男女共同参画や多様な性についての意識啓発を行い、理解を深めることで、男女共同参画社会を実現する上での基盤を整備します。

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画

生活の場の中心となる家庭や地域社会において、市民一人ひとりが個人として自立し、家事や子育てなどの家族としての役割、地域コミュニティの一員としての役割を果たしながら、自己実現に取り組むことができる環境をつくります。また、地域防災分野においてもさらなる男女共同参画を進めます。

基本目標 3 労働における男女共同参画 【尾張旭市女性活躍推進計画】

職場における男女共同参画、子育て支援等の気運の醸成を図り、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性の職業能力の開発や再就職支援などを推進するとともに、男性の育児休業や介護休業の取得推進などを進め、誰もがいきいきと働き続けられる職場環境づくりを推進します。

なお、この基本目標は、本市における「女性活躍推進計画」として位置づけます。

基本目標 4 意思決定の場における男女共同参画 【尾張旭市女性活躍推進計画】

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定の場への女性の参画を拡大します。また、女性の人材育成を進め、女性自らが力をつけていく支援を行います。

なお、この基本目標は、本市における「女性活躍推進計画」として位置づけます。

基本目標 5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現の基盤となる、誰もがいつまでもいきいきと暮らせる環境を整備します。また、ひとり親家庭、外国人など、様々な立場や家族形態にある人たちが安心して暮らすことができるよう、それぞれの立場に立った支援を推進します。

基本目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶 【尾張旭市DV防止基本計画】

男女共同参画社会の実現を阻む暴力根絶をめざし、人権が尊重されるまちづくりを進めるため、児童虐待防止対策等と連携を図りつつ、DV防止と被害者の保護、自立支援等の一体的な対策を進めます。

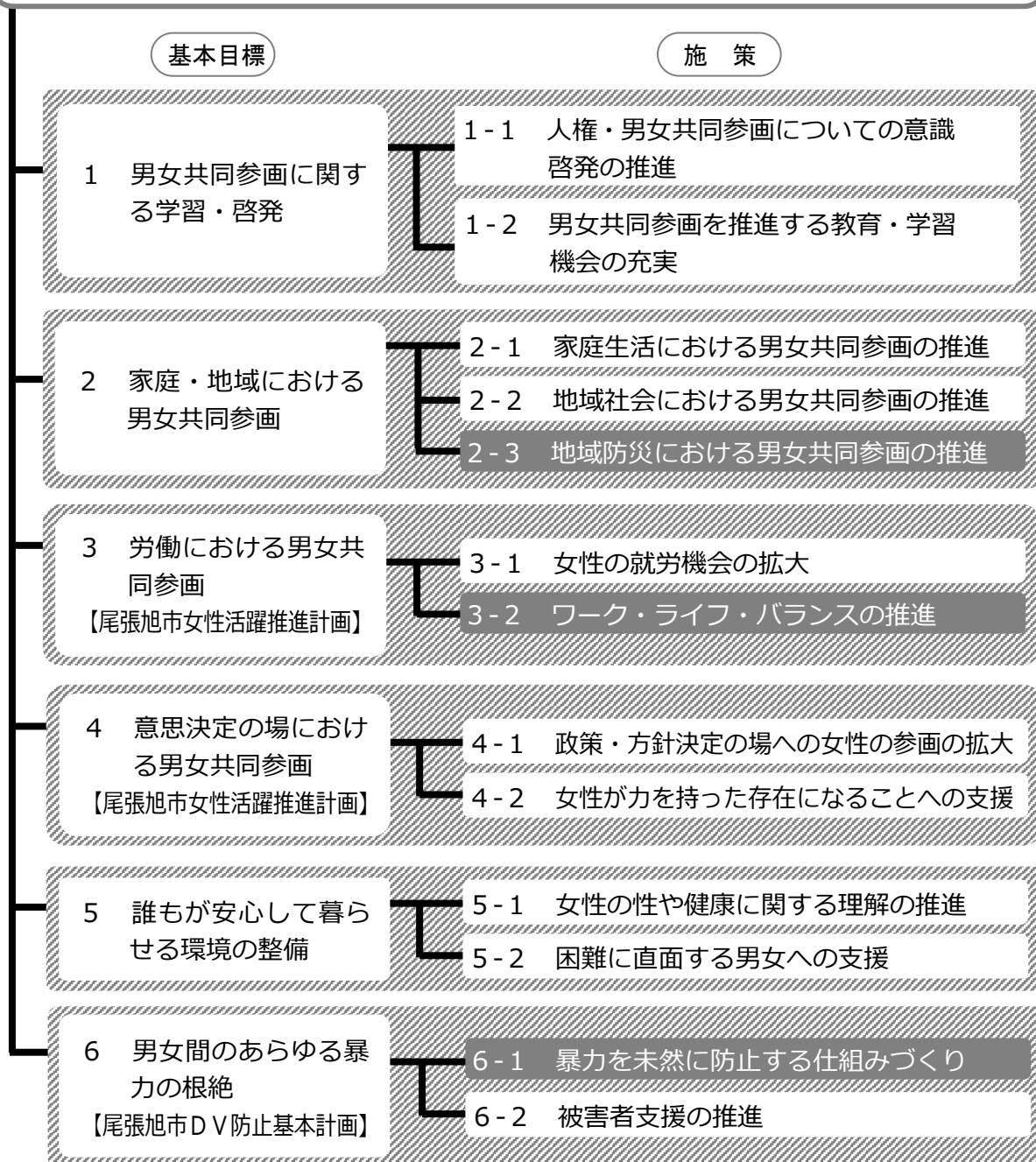
また、様々なハラスメントの予防と根絶に取り組みます。

なお、この基本目標は、本市における「DV防止基本計画」として位置づけます。

3 施策の体系

めざす姿 男女共同参画社会の実現

- 基本理念**
- 1 個人の尊重
 - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 3 政策等の立案や決定への共同参画
 - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 5 国際的協調



※ 色つきは重点施策

4 重点施策

中間見直し後も、引き続き3つの施策を重点施策として取組を進めます。

重点施策1 地域防災における男女共同参画の推進

【施策2-3】

現状・課題

- 南海トラフ地震の発生が想定される中、過去の教訓を活かした災害時対策が求められています。
- 市民意識調査によると、避難所の設備や備品について、男女共同参画の視点を取り入れるべきという意見が多くなっています。方針決定の場から男女が参加することが求められます。
- 団体ヒアリングによると、防災分野における女性参画を期待する意見があげられています。

今後の方向性

防災に関する方針決定の段階から男女共同参画の視点を取り入れられるよう、積極的に女性が参加するよう働きかけることが求められます。そのため、女性の参加のハードルとなっている課題を理解し、男女双方が意見を出しやすい環境づくりが必要です。

重点施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策3-2】

現状・課題

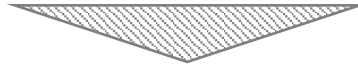
- 「働き方改革」の推進等、国では長時間労働等の従来の日本の働き方を是正し、多様な働き方を認める取組が進められています。
- 市民意識調査によると、家事等の家庭の役割の多くを女性が担っていることや、生活の中で理想より実際は「仕事」が優先され、特に男性でその傾向が強いことが課題となっています。
- 企業ヒアリングによると、職場での女性活躍を推進するにあたり、家庭的責任を考慮しなければならないことが課題としてあげられています。女性の社会参加という視点でも、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められます。

今後の方向性

一人ひとりの暮らし方・働き方が尊重されるよう、個々の意識改革や制度の活用促進等を家庭・企業に働きかけるとともに、子育て・介護支援サービスなどの、仕事と家庭の両立を後押しする支援の充実が求められます。

現状・課題

- 市民意識調査によると、DV被害の経験は女性で多くなっています。また、被害にあっても相談しにくい人が多いため、問題が潜在化し、支援につながりにくい状況となっています。
- 近年、様々な職場での暴力が社会問題となっている状況を受け、令和元(2019)年5月の「労働施策総合推進法」等の改正により、企業へのパワー・ハラスメント防止措置の義務づけや、セクシュアル・ハラスメント等を防止する責務が明確化されています。



今後の方向性

DVや各種ハラスメントへの意識を高め、被害者にも加害者にもならない意識づけを図る必要があります。

被害者が一人で悩み、抱え込まないよう、各種相談窓口を周知することが求められます。

第4章 施策の展開

基本目標 1

男女共同参画に関する学習・啓発

▶▶▶ 施策 1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進

現状・課題

男女共同参画社会を実現するためには、その意義について、市民一人ひとりが正しく理解することが大切です。一方で、社会には依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、男女共同参画の重要性について、広く周知することが求められます。

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、前回調査よりも「反対」が増加していますが、内閣府調査と比較すると、「反対」が低く、全国と比べて固定的な性別役割分担意識が残る状況となっています。特に、高齢の男性でその傾向が強くみられるなど、年代によって理解や意識の差があるため、年代や対象に合わせた周知・啓発の方法を検討する必要があります(P13 参照)。

近年、多様な性について社会的な関心が高まっています。市民意識調査によると、「LGBT」という言葉について、70歳以上を除くすべての年代で、5割以上が「言葉の意味を知っていた」と回答しています(P14 参照)。背景としては、新聞やニュースなどの時事問題に多く取り上げられていることが考えられます。今後は性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めていく必要があります。

本市では、平成26(2014)年に「尾張旭市男女共同参画推進条例」を施行し、この基本理念を踏まえて、多様な媒体による男女共同参画に関する周知・啓発を進めています。また、市内外の男女共同参画に関する有効な情報の収集や、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行及びメディアの偏った表現について見直しや注意喚起を行っています。今後は、多様な性や、性別にとらわれない考え方が市民に理解されるよう、学習・啓発方法についての工夫が求められます。

* 第4章に記載される調査は、以下のものとなっています。

- ・市民意識調査:平成30年度に満18歳以上の市民に実施した調査
- ・前回調査:平成25年度に満20歳以上の市民に実施した調査
- ・内閣府調査:内閣府で平成28年度に実施した調査
- ・企業ヒアリング:平成30年度に市内企業に実施したヒアリング調査
- ・団体ヒアリング:平成30年度に男女共同参画に関する団体、自治会などに実施したヒアリング調査

今後の方向性

① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

市民や職員の男女共同参画に対する意識づけを強化するため、多様な媒体や機会を通じた広報・啓発を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
1	広報誌、情報誌、ホームページなどによる啓発	男女共同参画の理念や目的について、広報誌、情報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して啓発します。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
2	男女共同参画週間・月間を活用した啓発	国の男女共同参画週間(毎年6月23日から29日まで)、愛知県の男女共同参画月間(毎年10月)等に合わせて啓発を行い、男女共同参画の理解を促進します。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
3	男女共同参画推進条例の普及・啓発	男女共同参画に関する市民の意識を醸成するため、「尾張旭市男女共同参画推進条例」について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
4	人権週間との連携推進	毎年12月4日から10日までの「人権週間」に合わせ、人権擁護委員による小・中学校での人権教室の開催、街頭での啓発及び啓発横断幕の掲示等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
5	相談員への男女共同参画の視点の周知	男女共同参画の考え方を踏まえて相談を実施できるよう、人権こまりごと相談、青少年の悩みごと相談、こども・子育て相談、労働相談など、市民相談に関わる相談員に、情報提供を行います。	市民活動課 産業課 こども課 (相談事業担当課)		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

② 男女共同参画に関する情報の収集及び提供

男女共同参画や多様な性についての理解促進のため、書籍やイベント等の情報を収集し、市民にわかりやすく発信します。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
6	関連書籍等の充実、貸出し	男女共同参画に関する書籍等(一般書、児童書、視聴覚資料)の収集、閲覧及び貸出しを行い、情報を提供します。	図書館	
		推進主体		行政
7	講座・大会・動向等の情報収集・提供	男女共同参画に関する講座、大会及び国際的・全国的な動向等の情報を収集し、提供します。	市民活動課	
		推進主体		行政
8	多様な性についての情報提供・啓発	多様な性(性的少数者)についての理解促進のため、情報の収集・提供や啓発を実施します。	市民活動課	
		推進主体		行政

③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

男女共同参画やジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)を意識した視点から、公的な施設や制度、行政が発信する様々な情報の表現等について、固定的な役割分担意識を助長することがないよう、見直しや働きかけを行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
9	広報誌など行政情報誌の点検、見直し	男女共同参画の視点を持った公的広報となるよう、広報誌等の点検や職員への注意喚起を行います。	市民活動課 情報課	
		推進主体		行政
10	例規の制定・改廃時の点検	例規審査委員会において、例規の制定及び改廃の審査を行う際に、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検します。	行政経営課	
		推進主体		行政
11	容姿・性別等に価値をおく施策等の禁止	主に容姿によって女性を選別するような施策・イベントを、本市で実施しないと、市民や企業にも働きかけます。	市民活動課	
		推進主体		行政

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
12	ユニバーサルデザインの導入	ユニバーサルデザインの考えに基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮を実施します。また、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保など、男女がともに育児、介護に関わることができるよう施設の改善を図ります。	財産経営課 生涯学習課 教育行政課 文化スポーツ課 (公共施設担当課)
		推進主体	行政 事業者 教育関係者 市民

④ メディアにおける女性の人権尊重

女性の人権侵害や青少年の健全な育成に悪影響となりうる情報について、青少年及び接することを望まない人への配慮がなされるよう、関係機関との連携を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
13	性の商品化の防止に向けた取組	売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民、地域や学校に呼びかけるとともに、関係機関との連携を強化します。	市民活動課
		推進主体	行政 事業者 教育関係者 市民
14	青少年への有害図書等の実態把握	県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書等の販売について、地域からの情報提供がある場合には、尾張旭市少年センターが実態把握を行います。	市民活動課
		推進主体	行政 事業者 教育関係者 市民

➤➤➤ 施策 1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

現状・課題

一人ひとりが男女共同参画の意識を持つには、幼少期から男女共同参画の視点に立った教育を推進することが大切です。固定的な性別役割分担意識にとらわれず、学び、将来を選択することが、それぞれの個性や能力が尊重される、男女共同参画社会を実現します。

市民意識調査によると、各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」では「平等」が約半数と他に比べて、男女ともに平等感が高くなっています(P11 参照)。

一方で、内閣府調査と比較すると、「平等」が低く、20 ポイント以上の差がみられます(P12 参照)。

また、学校教育の場における男女共同参画推進のために必要な取組は、「性別に関わらず、個人の能力、個性、希望を重んじた進路指導を行う」が最も高くなっています。子どもたちの将来の可能性を広げるためにも「女性だから」「男性だから」といった固定観念にとらわれない教育や接し方が求められます。

家庭における子どもの育て方については、女の子、男の子ともに「性別にとらわれず個性を伸ばすように育てたい」が最も高くなっていますが、女の子では「家事能力(料理、掃除など)のある子に育てほしい」、男の子では「経済力のある子に育てほしい」も高くなっています。

本市では、男女平等の考えに基づいた教育や保育等を行っています。また、講座等を通じ、市民への男女共同参画に関する教育・啓発を推進してきました。今後は、幅広い年齢層へ向けた教育・啓発と、次代を担う子どもがより自分らしい生き方が実現できるよう、性別にとらわれず個性や能力を尊重する教育を進めることが求められます。

今後の方向性

① 学校教育・保育等における男女平等の推進

教職員・保育士等が男女共同参画への理解を深め、意識を高めることができるよう、研修を実施するとともに、教育現場における様々な慣行や教材についても、男女共同参画の視点に立った見直しを行います。また、保護者にも働きかけを行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課				
15	教職員・保育士等向けの研修	教職員や保育士等が、男女共同参画や多様な性(性的少数者)について正しく理解し、学校等の教育・保育現場に活かすための研修を行います。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	教育行政課 保育課
行政	事業者	教育関係者	市民				
16	教職員・保育士等による研究の推進	男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策やカリキュラムの点検と改善策を検討します。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	教育行政課 保育課
行政	事業者	教育関係者	市民				
17	学校・保育園等における慣行・教材等の確認	教材、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか点検し、人が人として育つ環境を整えます。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	教育行政課 保育課
行政	事業者	教育関係者	市民				
18	保護者への働きかけ	家庭・学校での男女平等の意識の醸成への協力について、PTA・保護者会・各種行事などを通じて働きかけます。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	教育行政課 保育課 生涯学習課
行政	事業者	教育関係者	市民				

② 子どもに対する男女共同参画の意識の醸成


子どもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず成長し、将来の可能性を広げることができるよう、個性や能力を尊重した教育や指導を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
19	多様な分野への進路指導	小・中学生に対して、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。	教育行政課	
		推進主体		行政
20	多様な性を尊重する指導の推進	多様な性を認め、お互いに尊重し合うことができるよう、適切な指導を推進します。	教育行政課	
		推進主体		行政
21	小・中学生を対象とした啓発の実施	子どもの頃から性別にとらわれない意識を醸成し、男女共同参画の視点を定着させるための啓発を実施します。	市民活動課	
		推進主体		行政

③ 生涯学習における男女共同参画学習の充実

あらゆる年齢層を対象とした男女共同参画の学習機会を提供するため、男女共同参画に関する様々なテーマの講座等を実施するとともに、誰もが参加しやすいよう配慮した運営を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
22	男女共同参画講座の実施	男女共同参画社会について、広く市民に啓発するとともに、男女共同参画に関する理解を深めるため、市民を対象にメディア・リテラシーや女性の活躍など多様なテーマの講座を開催します。	市民活動課	
		推進主体		行政
23	各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮	各種講座等の運営にあたり、男女がともに出席しやすい日時に講座を設定します。また、受講者に対して、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等において男女の差別なく取り扱うよう留意します。	生涯学習課 産業課 文化スポーツ課 市民活動課 (各講座担当課)	
		推進主体		行政

 施策 2-1 家庭生活における男女共同参画の推進

現状・課題

我が国では、高度経済成長期に形成された長時間労働や男性中心の働き方を前提とした労働慣行により、女性が家事・育児・介護等の家庭の役割を担ってきました。現在でも、依然としてその影響が強く残っており、男性の家庭参画は他国と比較しても遅れている状況となっています。また、こうした家庭における男女共同参画のあり方が、子どもの意識形成にも大きく影響しています。

市民意識調査によると、いわゆる日常的な家事について、「女性が担っている」が6割を超えて高く、一方で「家や車など高額なものの購入」は、「男性が担っている」が4割を超えており、家事は女性、大きな家計の動きは男性といった役割分担がみられます(P10 参照)。

家事・育児などに携わる平均的な時間については、30 歳代、40 歳代の女性は「5時間以上」と回答した割合がそれぞれ 40.8%、31.5%と高くなっています。一方、男性については、家事・育児などに携わる時間が女性と比較して短くなっていますが、前回調査と比較して「まったく携わっていない」「30 分未満」が減少し、「30 分～1時間未満」「1時間～3時間未満」が増加していることから、男性の家庭参画が少しずつ進んでいるといえます。

また、男女共同参画社会の実現のために力を入れていくべきことについて、市民としての課題は「性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる」が最も高く、市民が実践できるよう、働きかけが求められます(P16 参照)。

本市では、男女がともに家事・育児等に関われるよう働きかけを行ってきました。今後は、男女が対等なパートナーとして助け合えるような意識啓発や、実践に結びつく情報提供を行うとともに、子育てにおいても男女平等の視点が活かされるよう、家庭教育の一層の推進を図ります。

今後の方向性

① 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

男女がともに家事・育児・介護に参画することの重要性を啓発します。また、男性向け講座を開催するとともに、その他の講座等も男性が参加しやすい内容にするなど、男性の参加を呼びかけます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
24	各種介護講座等への男性参加の推進	男女が協力して介護を行えるよう、各種介護講座等への男性の参加を働きかけます。	長寿課 福祉課	
		推進主体		行政
25	男性向け家事講座の開催	男女が協力して家事を行えるよう、料理などの家事講座は男性でも参加しやすい内容となるよう努めます。	生涯学習課	
		推進主体		行政
26	保健事業における父親・母親の子育て参加の推進	パパママ教室、乳幼児健康診査時の健康教育等で、家族が協力して育児をすることを推奨します。また、子育てに関する知識の普及を図るため、父子健康手帳等を交付します。	健康課	
		推進主体		行政

② 男女平等の家庭教育の推進

男女がともに子育てに関わるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない視点で家庭教育が行われるよう、保護者の意識づけを図る学習機会を提供します。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
27	子育て支援講座等における男女共同参画の啓発	家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するため、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。	こども課	
		推進主体		行政
28	家庭教育関係講座等への男性参加の推進	子育てや親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加しやすいよう、開催日時等を工夫します。	こども課 生涯学習課	
		推進主体		行政

➤➤➤ 施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進

現状・課題

人口減少や少子高齢化が一層進行する中、地域社会において男女がともに活躍することは、多様な視点が反映された地域社会の実現へとつながります。一方で、地域社会では、古くからの慣習や考え方が残っている傾向もみられます。また、世帯の縮小や、ライフスタイル・価値観の多様化により、地域の関係性が希薄化し、地域活動自体が衰退している状況もみられます。

市民意識調査によると、地域活動への参加状況について、特に若年男性の参加が少なくなっています。また、地域活動における男女共同参画の視点からの問題点についても、「仕事を持つ男性の地域活動への参加が少ない」が最も高く、働き盛りの男性の地域活動への参加促進が課題となっています(P15 参照)。

団体ヒアリングにおいても、人材不足が課題として多くあげられていますが、一方で「声掛けにより男性の参加が増えている」という団体もみられるため、性別に関わらず活動できるような働きかけが大切です。また、本市との協働による事業の実施や支援を求める意見もあります。

本市では、市内の様々な団体において、男女がともに活躍できるような働きかけや環境整備を行っています。また、団体の役職者が男性に偏る傾向にあることから、性別にとらわれることのない登用を働きかけています。今後は、本市と団体との連携・協働により、地域での男女共同参画を一層進めていくことが求められます。

今後の方向性

① 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備

誰もが地域活動や行事に参加できるよう、地域活動に関する情報提供を行うとともに、性別に関わらず活躍できるような環境整備を地域の団体等に働きかけます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
29	市民団体への啓発	様々な市民団体の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女ともに参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
30	自治会等への啓発	自治会等の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女がともに参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
31	定年退職者向け地域活動の紹介	地域活動の情報を収集し、定年退職者等に紹介することにより、地域活動・行事に参加しやすい環境をつくり、地域活動の活性化を図ります。	長寿課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

② 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動において、男女がともにその個性や能力を発揮できるよう、固定的性別役割分担意識の解消を働きかけるとともに、重要な役職への女性の登用を促進します。また、男女共同参画について、行政と団体が連携した事業の実施に努めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課					
32	自治会等での重要な役職への女性の登用の働きかけ	自治会など地域の団体に対して、役員選定の際、性別にとらわれない登用を働きかけます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>	推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	市民活動課
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民				
33	性別にとらわれないPTA活動等への参加啓発	PTA役員や学校評議員において、性別にとらわれない参加の啓発に努めます。また、PTA母親代表の名称について、見直しを働きかけます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>	推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	生涯学習課 教育行政課
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民				
34	大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し	大会や競技会等の準備段階から、性別により業務の役割を区別しないようにするなど、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>	推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	市民活動課
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民				
35	市民団体やボランティア等と連携した事業の実施	男女共同参画に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して実施します。また、市民団体やボランティア等が行う男女共同参画に関する講座の企画や運営、団体同士の連携を支援します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>	推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	市民活動課
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民				

➤➤➤ 施策 2-3 地域防災における男女共同参画の推進【重点施策】

現状・課題

東日本大震災や熊本地震が発生し、また南海トラフ地震の発生も懸念される中、本市においても、災害時の避難や避難後の生活において、男女共同参画の視点を取り入れることが重要となっています。過去の災害では、女性が避難所の設計・運営に関わることが少なかったことから、配慮が不十分であった状況が明らかになっており、教訓を活かした対策が求められます。

市民意識調査によると、防災・災害復興対策で男女共同参画の視点に配慮すべきことについて、「避難所の設備(男女別トイレ・更衣室、防犯対策等)」「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性のニーズの把握や物資を支給する際の配慮」が高くなっています。性別で見ると、女性では「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性のニーズの把握や物資を支給する際の配慮」、男性では「自主防災組織へ女性が参画すること」「防災計画・復興計画の策定過程、防災会議に女性が参画すること」がそれぞれと比較して高く、性別により課題意識が異なる状況がみられます。

本市では、「尾張旭市地域防災計画」において、避難所の運営について男女共同参画の視点から取り組むこととしています。今後は、方針決定の場等への女性参画を一層促進し、多様な視点で地域防災に取り組むことが求められます。

今後の方向性

① 地域防災における男女共同参画

地域の防災活動において男女共同参画が実現されるよう、防災に関する方針決定の場等への女性の参画を促進させます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課				
36	防災計画策定及び地域活動への女性参画推進	「尾張旭市地域防災計画」の見直しや地域の自主防災組織の活動などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	災害対策室
行政	事業者	教育関係者	市民				
37	男女共同参画による災害時活動の実施	避難所の設営や仮設住宅の管理運営などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。 推進主体 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>行政</td><td>事業者</td><td>教育関係者</td><td>市民</td></tr></table>	行政	事業者	教育関係者	市民	災害対策室
行政	事業者	教育関係者	市民				

➤➤➤ 施策 3-1 女性の就労機会の拡大

現状・課題

令和元(2019)年5月の「女性活躍推進法」一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、職場における女性活躍の取組がさらに広げられようとしています。国勢調査によると、本市の女性の労働力率は結婚・出産・子育て期に低下する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、経年で比較すると、M字カーブの谷である 30～39 歳の労働力率が上昇しており、働き続ける女性が増加しています(P8参照)。

市民意識調査によると、女性が職業を持つことについて、「子どもができたなら職業をやめ、その後、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が増加し、女性の社会進出への意識の高まりや、抵抗感の薄れがみられますが、内閣府調査と比較すると、20ポイント以上低く、全国に比べて家庭・子育てを中心としたキャリアプランが形成されていることがうかがえます(P14 参照)。

一方、企業ヒアリングによると、結婚や妊娠・出産を機に退職を選ぶのではなく、育児休業などを活用しつつ、仕事を継続する女性が増えているという意見もあり、女性が活躍するメリットとしては、「多様な視点を企業が持つことで多方面からのニーズに応えられる」「職場風土の改善で組織が活性化される」等があげられています。また、女性の活躍を推進するため、「出産や育児等による休業がハンディとならないような人事管理・能力評価」や、「相談体制の充実」「資格取得の奨励」等の取組が行われています(P18 参照)。こうした企業の取組を参考にしながら、より多くの企業で性別を問わず、活躍できる土壌をつくることが求められます。

本市では、女性の就労を支援するため、女性自身の能力向上や、企業における女性の職種・職域の拡大に向けた周知・啓発、再就職や起業等の支援を進めてきました。今後は、企業における女性の活躍をより後押しできるよう、実践的な取組につながる支援や情報提供が求められます。

今後の方向性

① 女性の職業能力開発の支援

女性が職業能力を高められるよう、能力向上に資する研修等の情報提供を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
38	職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性が働く意欲を高め、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。	産業課 市民活動課
	推進主体	行政 事業者 教育関係者 市民	

② 多様な働き方の条件整備

女性の職場での活躍を支援するため、企業に対して女性の職種・職域拡大についての啓発や、多様な就業形態等についての情報提供を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
39	事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発	企業と就労者に対し、パンフレット等を通じて女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。	産業課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
40	事業主等への多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供	女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態(フレックスタイム制、在宅勤務制等)や事例について情報提供を行うほか、子育て後に、経験を活かせる職場に復帰できるように、再雇用制度の普及啓発を図ります。	産業課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

③ 女性の再就職や起業への支援

出産・子育て等で一度離職した女性や、新たな事業を立ち上げたい女性に対して、再就職や起業に関する情報提供等を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
41	就業支援機関の情報提供・紹介	女性の就職・再就職活動を支援するため、情報の提供や相談先の紹介を行います。	産業課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
42	起業支援情報の提供	ウィルあいちが行う女性の起業相談など起業支援情報の提供を行います。	産業課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

▶▶▶ 施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進【重点施策】

現状・課題

誰もが自分らしい生き方が選択でき、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが大切です。近年、長時間労働やメンタル不調による過労死等が社会問題として取り上げられ、従来の働き方が問題視される中で、より多様な働き方を推進することが重要となっています。平成29(2017)年には「働き方改革実行計画」が策定され、生産性の向上や柔軟な働き方が取り入れられるよう、国をあげて改革が進められようとしています。

市民意識調査によると、男女がともに働きやすい環境に必要なことについて、「男女がともに育児休業、介護休業を取りやすくする」「子育てや介護のための離職後、職場復帰ができる制度をつくる」が高くなっています。

育児休業の取得については、女性で8.1%、男性で1.9%と、女性と比較して男性の取得割合が低くなっています。育児休業を取得できなかった理由としては、「職場に休める雰囲気がないから」が最も高く、特に男性での回答が高くなっています。制度を利用したい人が利用できるよう、職場環境の整備と制度利用中の体制づくりが必要となっています。

生活の中での優先度については、男女ともに理想は、「家庭生活」「個人の生活」となっていますが、特に男性では、実際の生活で仕事偏重となっており、理想と現実にギャップが生じています。

また、男女共同参画社会を実現するために力を入れるべきことについて、企業としての課題は、「男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」が最も高く、次いで「育児休業や介護休業の制度を整備・充実する」、行政としての課題は、「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」が最も高く、子育てや介護をしながら働き続けられるための企業や行政の環境整備が求められています(P16参照)。

本市では、ワーク・ライフ・バランスを推進するための周知・啓発や、子育て支援サービスの充実を図ってきました。今後は、職場での休暇・休業制度等の活用促進と、子育てだけではなく、介護と仕事の両立を可能にする支援サービスの充実が求められます。また、事業所として市役所が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、市全体の気運を醸成していくことが求められます。

今後の方向性

① 仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備

仕事と家庭生活の両立ができるよう、企業に対してワーク・ライフ・バランスの意識づけや、各種制度の活用等を働きかけます。また、市役所が率先して職場環境の整備に努めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
43	ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を提供し、企業への普及を促進します。	産業課 市民活動課	
		推進主体		行政
44	企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	多様な働き方が実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法、育児・介護休業制度等について企業に啓発します。	産業課 市民活動課	
		推進主体		行政
45	市職員の育児休業等の取得促進	育児休業等を取得しやすい環境整備や、男性職員の子育て目的の休暇等の取得を促進するための情報提供等を実施します。	人事課	
		推進主体		行政

② 職場における男女平等についての啓発

あらゆる職場において、男女が等しく能力を発揮できるよう、「男女雇用機会均等法」など労働関連法令の周知や、自営業における経営への男女共同参画の推進を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
46	法制度等の周知・啓発	事業主や従業員等に対して、「男女雇用機会均等法」など労働関連法令等の周知・啓発を行います。	産業課	
		推進主体		行政
47	農業・商工業等自営業における経営への男女共同参画の推進	男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関(JA、商工会等)と連携協力し、意識啓発に努めます。	産業課	
		推進主体		行政

③ ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援サービス等の充実

仕事と家庭生活を両立しながら、安心して地域で暮らしていくことができるよう、支援サービスの充実を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
48	託児ボランティア団体への支援	子育て中の保護者が、学習活動に参加しやすいよう、託児ボランティア団体を支援します。	生涯学習課 こども課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	
49	ファミリー・サポート・センターの充実	保護者の就労や地域活動等参加の際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。また、平日に就労する人が参加しやすいよう、土曜日にも登録説明会を開催します。	こども課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	
50	児童クラブをはじめとした放課後児童の居場所づくりの充実	放課後に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるとともに、民間事業者への支援を継続して実施します。	こども課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	
51	病児・病後児保育の充実	病氣中、あるいは病気の回復期のため、児童が保育園・幼稚園・小学校などに通えなかったり、保護者の都合で保育できなかったりする場合に、児童を施設で一時的に預かります。	保育課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	
52	多様な保育ニーズへの対応	保護者の就労形態に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や休日保育などを実施します。	保育課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	
53	地域包括ケアシステムの構築の推進	支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、市民への周知を図ります。	長寿課
		推進主体 行政 事業者 教育関係者 市民	

基本目標 4

意思決定の場における男女共同参画

尾張旭市女性活躍推進計画

▶▶▶ 施策 4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

現状・課題

政策・方針決定の場において男女共同参画を進めることは、多様な価値観を反映した政策・方針をつくり出すためにも重要です。我が国は他国と比較して、指導的地位に占める女性の割合が低い水準にとどまっており、政策・方針決定の場への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

本市の審議会等や、管理職に占める女性の割合は、全体として愛知県や全国と比較して高く、女性の政策・方針決定の場への参画が進んでいる状況がみられます(P9参照)。

一方で市民意識調査によると、各分野における男女の平等感において、特に「政治の場」で男性優遇感が強くなっています(P11 参照)。

また団体ヒアリングでは、尾張旭市が今後力を入れていくべきこととして、「審議会や各種委員会などに女性を積極的に登用する」が最も高くなっています(P17 参照)。

本市では、審議会等における女性委員の積極的な登用や、女性職員・教職員の管理職登用等、庁内において男女が偏りなく責任ある地位に就くことを推進してきました。また、企業や団体に、重要な役職への女性の登用について啓発を進めてきました。今後も、意思決定の場への女性の参画を妨げるような社会制度の見直しを働きかけるとともに、女性自身の意識改革を図るような啓発が求められます。

今後の方向性

① 市が設置している審議会等への女性委員の登用推進

審議会等の委員に女性の積極的な登用を図るとともに、すべての附属機関等でどちらか一方の性に偏りが起きないようにします。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
54	市が設置している審議会等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用	市が設置している審議会等の委員の女性登用率の目標を設定し、その実現に取り組みます。 また、すべての委員会の委員がどちらか一方の性に偏らないように努めます。	人事課 (審議会等担当課)
		推進主体	行政
		事業者	教育関係者
			市民

② 女性の管理職への登用推進

責任ある地位に男女が偏りなく就くことをめざし、企業や団体の重要な役職への女性の登用を働きかけます。また、女性の職員・教職員の管理職への登用を積極的に進めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
55	企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発	民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるよう啓発に努めます。	産業課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
56	女性職員の管理職等への登用	「尾張旭市人材育成基本方針」に従い、女性職員の能力開発を進めるとともに、管理職への積極的な登用に努めます。	人事課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
57	女性教職員の管理職への登用	女性教職員の管理職への積極的な登用に努めます。	教育行政課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

➤➤➤ 施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援

現状・課題

少子高齢化が進行し人口減少社会が到来する中、活力ある社会を実現するには女性の活躍推進が重要となっています。

令和元(2019)年5月に「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が成立し、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されることにより、より多くの事業主が職場の環境整備等を進めていく必要があります。

現在、本市ではあいち女性輝きカンパニー認証企業等が2社(令和元(2019)年10月現在)、女性の活躍促進宣言企業等(令和元(2019)年10月現在)が6社となっており、市内の企業等でも、女性活躍を推進する取組が進められています。

企業ヒアリングによると、女性の活躍を推進するために今後行うこととして、「管理職に対する意識啓発のための研修」が最も高くなっており、企業でも女性の管理職登用が今後進められる上で、個人の意識や制度の改革が求められています(P18 参照)。

本市では、女性リーダーを育成するセミナー等の情報提供を進めてきました。今後はあらゆる分野で女性が活躍できるよう、活躍事例についての情報提供が求められます。また、女性活躍に取り組む企業等を増やしていくことで、女性のエンパワーメントの一層の推進を図る必要があります。

今後の方向性

① 女性のエンパワーメントの推進

女性が能力を開発し、社会活動に積極的に参画できるよう、各種セミナーや活躍事例等の情報提供を行います。また、女性活躍等に関する企業等の取組を推進するための啓発や支援に努めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
58	市民活動リーダーの育成	政策決定や意思決定の場に参画する女性を増やすため、女性リーダー育成セミナー等の情報提供を通じ、女性リーダーの育成を推進します。	市民活動課	
		推進主体		行政
59	女性のロールモデルの発掘と活躍事例の紹介	様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供を推進します。	市民活動課	
		推進主体		行政
60	女性の活躍促進宣言等の普及・啓発	女性の活躍促進宣言や、あいち女性輝きカンパニー認証制度に関する情報を提供し、企業等への普及を促進します。	市民活動課	
		推進主体		行政
61	女性活躍等の取組が優良な企業等への支援	女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組む事業所を評価するための入札制度を検討し、実施に努めます。	総務課	
		推進主体		行政

基本目標 5

誰もが安心して暮らせる環境の整備

➤➤➤ 施策 5-1 女性の性や健康に関する理解の推進

現状・課題

男女共同参画社会の実現には、まず市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境を整備していくことが重要です。女性が安心して妊娠・出産するためには、健康管理の支援や母体保護についての知識の普及が必要です。また、低年齢のうちから、性について正しく理解しておく必要もあります。

本市では、母体保護の理解促進を図る取組や、様々な健康診査や相談等を行っています。また、望まない妊娠や性感染症を防止するため、学校教育等を通じた啓発を行っています。今後も、妊娠・出産期における支援や性に関する情報提供等に取り組む必要があります。

今後の方向性

① 妊娠・出産に関わる保健施策の充実

妊婦が安心して出産できるよう、心身の健康や体調管理を支援し、健診や教室等の機会を通じて、母体保護の理解促進を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
62	母体保護の普及・啓発	パパママ教室、ヤング健診事後教室、乳幼児健康診査時における教育内容などを充実し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。	健康課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
63	妊婦・産婦健康診査の実施	安心して健康に妊娠期・産褥期を過ごせるよう、妊婦・産婦健康診査受診票及び妊産婦歯科健診受診券を交付し、健康管理を支援します。	健康課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
64	妊産婦へのきめ細かな相談・指導の実施	リスクを伴う可能性の高い妊婦及び妊娠・出産中に異常がみられる妊産婦を、母子健康手帳交付時や妊娠後期電話相談、新生児訪問、医療機関との連携などにより把握し、相談や個別指導で支援します。	健康課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

② 性に関する情報や学習機会の提供

望まない妊娠や性感染症を防止するため、学校の授業等を通じた啓発により性に関する正確な情報を提供し、子どもの頃から、性に関する正しい理解の浸透を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性					担当課
65	性に関する正確な理解の推進	身体の仕組み、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどについての情報の提供や、学ぶ機会を設けます。					教育行政課 健康課
		推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
66	性感染症予防の啓発	エイズ、淋病、クラミジアをはじめとする性感染症の予防について、学校の授業で扱ったり、啓発資料を提示します。					教育行政課 健康課
		推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

➤➤➤ 施策5-2 困難に直面する男女への支援

現状・課題

経済的に困難な状況に置かれたひとり親家庭は全国的に増加傾向にあり、こうした家庭の生活の安定と自立に向けた支援が求められます。また、グローバル化の進展や外国人の受け入れの拡大により日本で生活する外国人は増加していますが、言語や文化の違いから生活上で様々な困難を抱える傾向がみられます。本市においても、母子世帯や外国人市民は増加傾向にあり、実態の把握や支援の充実が求められます。

本市では、ひとり親家庭や外国人市民に対して、経済的な支援や自立を促進する相談等を進めてきました。今後も、社会経済の不安定さやグローバル経済の進行により、困難を抱える人の増加も想定されるため、本市で暮らすすべての市民が安心して生活できるよう、様々な支援の充実や、関係機関との連携強化が求められます。

今後の方向性

① ひとり親家庭、在住外国人などへの支援

ひとり親家庭や在住外国人等が、地域で自立して安心して暮らすことができるよう、経済的な支援や相談支援を行うとともに、支援に関する情報提供を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
67	ひとり親家庭の自立支援	母子家庭・父子家庭に対して、手当の支給を行うとともに、愛知県の就労支援相談員による相談や、子育て支援サービスを提供するなど自立を支援します。	こども課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
68	在住外国人への相談体制づくり	外国人の相談について、あいち国際プラザや愛知県女性相談センターと連携し、相談対応や適切に相談を受けられる機関の紹介を行います。	健康都市推進室 こども課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

➤➤➤ 施策 6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり【重点施策】

現状・課題

配偶者や恋人からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)は深刻な人権侵害ですが、家庭内の問題や男女間の個人的な問題と考えられ、被害がみえにくくなっています。DVは身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力など様々な種類があるため、何がDVにあたるのかを正しく認識することが大切です。また、近年、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、職場等における様々なハラスメントが社会問題として取り上げられる中、その予防と根絶に向けた対策が求められます。

市民意識調査によると、DVの認識について、「なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるう」「大声でどなったり、刃物などを持ち出しておどす」に関しては、「どんな場合でもDVにあたる」と回答した人が8割を超えています。ただし、「何を言っても長期間無視し続ける」「携帯電話やメールをチェックしたり、外出や人付き合いを制限する」に関しては、「どんな場合でもDVにあたる」と回答した人が4割程度とDVの認識に差がみられることから、一層の周知・啓発が必要です。また、DVの被害については、女性の方がやや多くなっていますが、男性の被害者も存在しています。

DV被害を受けた時の対処としては、「家族、友人、先生などに相談した」が最も多くなっていますが、「相談しようとは思わなかった」「相談したかったが、相談しなかった」と回答する人も多く、被害が潜在化していることが懸念されます(P15 参照)。また、DVに関する相談窓口については、「知っている」が5割弱となっており、前回調査と比較しても、認知度に大きな変化はみられないため、相談窓口の周知を一層進める必要があります(P16 参照)。

本市では、DVやハラスメント防止に向けた広報・啓発活動や、関係機関と連携した未然防止施策、相談体制の整備を進めてきました。今後は、相談先の周知や、若年層に向けたDV防止教育や啓発を行うことが求められます。

今後の方向性

① DV等の防止に向けた情報提供や暴力を許さない意識の啓発

家庭や職場等で起こる様々な暴力の発生を未然に防止するため、多様な媒体や機会を活用した広報・啓発を進め、社会全体で暴力を根絶する気運を高めます。また、相談先の周知や若年層への啓発に努めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課
69	DV、ハラスメントなど暴力防止の意識啓発	広報誌・ホームページへの掲載、チラシ等の配布及び設置により暴力防止の意識啓発を図り、DVやハラスメントが起きない環境づくりや、被害者が救済される手だてについての認識を広げます。また、若年層への啓発にも取り組みます。	こども課 市民活動課 産業課
	推進主体	行政 事業者 教育関係者 市民	

② 女性の人権擁護のための仕組みづくり

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性の人権を侵害する暴力の防止及び早期発見・対応を図るため、関係機関との連携や、地域の見守りの強化を図ります。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課		
70	相談体制・救済ネットワークの充実	関係機関(愛知県女性相談センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など)との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。	こども課 市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	
71	性犯罪防止の取組	暗がりを少なくする防犯灯の設置や維持管理に対する補助、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報誌による啓発活動を行います。	市民活動課		
		<table border="1"> <tr> <td>推進主体</td> <td>行政</td> <td>事業者</td> <td>教育関係者</td> <td>市民</td> </tr> </table>		推進主体	行政
推進主体	行政	事業者	教育関係者	市民	

➤➤➤ 施策6-2 被害者支援の推進

現状・課題

配偶者や恋人からの暴力被害には、身体や生命が脅かされる危険性を伴う場合があるため、迅速かつ適切な保護等による被害者の安全の確保は極めて重要です。また、DVは複合的な問題を抱えていることも多いため、関係機関との連携や、相談員の資質の向上なども求められます。

本市では、被害者の安全な居場所の確保や自立支援、相談員の資質の向上等の相談体制の強化を進めてきました。今後も引き続き、被害者への支援や関係機関との連携を進めていくことが求められます。

今後の方向性

① 一時的な保護体制の確立

被害者の安全が確保され、適切な支援を提供できるよう、関係機関と連携した体制の確保・充実を図ります。また、被害者の自立に向けて、住居や就労等に対する支援を行います。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
72	被害者の緊急一時保護のための環境整備	被害者を一時的に保護するとともに、加害者から離れて自立した生活が送れるよう、入所施設の手配や就労指導などを行います。	こども課	
		推進主体		行政
73	関係機関との連携体制の確立	愛知県、児童相談所、警察などの関係機関と連携した被害者保護体制を確立します。	こども課	
		推進主体		行政

② 相談・支援体制の強化

適切な相談・支援を行えるよう、DVの相談員や関係職員が研修等により資質の向上を図るなど、相談機能の強化に努めます。

NO.	事業名	今後の方向性	担当課	
74	相談員の資質の向上	DV被害者の相談や支援に携わる相談員の専門知識の習得や、研修の充実を図ります。	こども課	
		推進主体		行政
75	市職員に対する研修等の充実	DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の普及を図り、資質の向上に努めます。	こども課	
		推進主体		行政

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 市における推進体制

市の推進組織である「尾張旭市男女共同参画行政推進会議」を中心に、全庁をあげて計画を総合的かつ効果的に推進するとともに、職員が男女共同参画を正しく理解し、施策や事業に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修等を通じた啓発を行います。

(2) 多様な主体との連携・協働

多様な主体と互いに連携・協働しながら、男女共同参画に関する課題の解決に向けた取組を推進します。

2 進捗管理

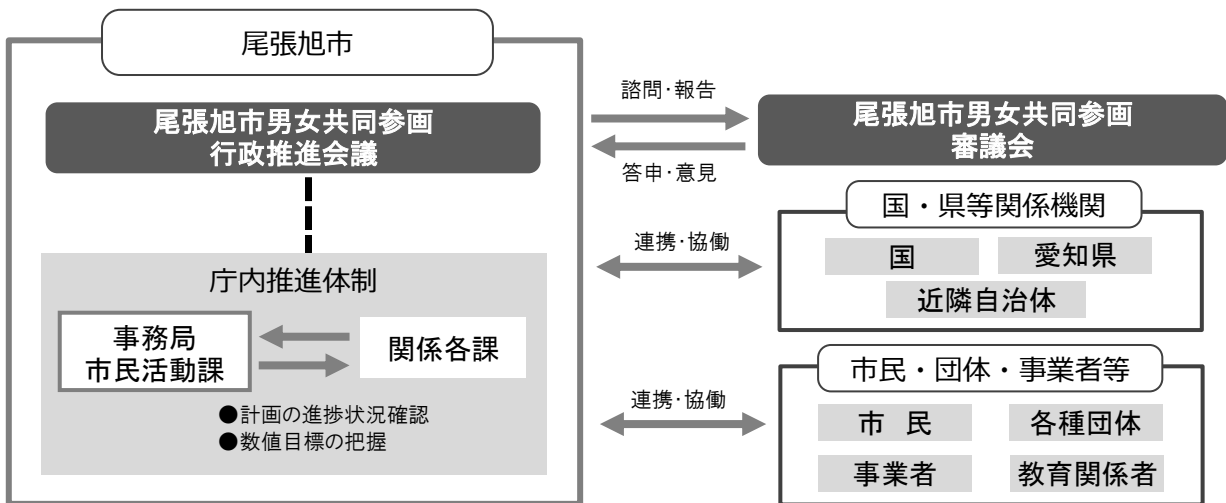
(1) 指標の設定

計画の実効性を高めるため、成果目標(指標)を設定し、達成状況を客観的に把握します。

(2) 評価・検証

取組の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。また、「尾張旭市男女共同参画審議会」に毎年度進捗状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。

■計画の推進体制イメージ



第6章 成果目標

数値目標の設定

数値目標を設定し、着実な施策の推進を図ります。

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進				
	社会全体での男女の平等感 (「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	34.8% (平成30(2018)年度)	40.0%
	「LGBT」という言葉の認知度※ (「言葉の意味を知っている」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	52.0% (平成30(2018)年度)	58.0%
施策1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実				
	学校教育における男女の平等感 (「学校教育」について「平等である」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	74.1% (平成30(2018)年度)	90.0%
	男女共同参画に関する講座の参加人数 【市民活動課】	行政資料	62人 (平成30(2018)年度)	120人

※現状値は平成30年度に実施した尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査で把握

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策2-1 家庭生活における男女共同参画の推進				
	家庭生活における平等感 (「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	46.6% (平成30(2018)年度)	56.0%
	家事・育児・介護参画への意識※ (家事・育児・介護に男性も参画すべきという考え方について「そう思う」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	36.6% (平成30(2018)年度)	40.0%

※現状値は、家事・育児に男性も参画すべきという考え方について、「そう思う」と回答した人の割合で取得

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進				
	地域活動の場における平等感 (「地域活動」について「平等である」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	58.7% (平成30(2018)年度)	66.0%
	町内会長・自治会長の女性の割合 【市民活動課】	行政資料	14.0% (平成30(2018)年度)	15.0%
施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進				
	防災会議における女性委員の割合 【災害対策室】	行政資料	16.0% (令和元(2019)年度)	24.0%
	自主防災組織における女性役員の割合 【災害対策室】	行政資料	16.7% (令和元(2019)年度)	17.6%

基本目標3 労働における男女共同参画

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策3-1 女性の就労機会の拡大				
	職場における平等感 (「職場」について「平等である」と回答した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケートにおいて把握	36.2% (平成30(2018)年度)	50.0%
	創業セミナーにおける女性参加者の割合 【産業課】	行政資料	70.0% (平成30(2018)年度)	70.0%
施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	市内ファミリー・フレンドリー企業数 【産業課】	行政資料	3企業 (平成30(2018)年度)	5企業
	「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数 【産業課】	行政資料	3事業所 (平成30(2018)年度)	5事業所

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大				
	審議会等における女性の割合 (各年4月における尾張旭市の審議会等の女性委員の割合) 【人事課】	行政資料	40.5% (令和元(2019)年度)	40.0%※
	市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率 【人事課】	行政資料	20.3% (令和元(2019)年度)	20.0%※
施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援				
	男女共同参画人材育成セミナー修了者数 【市民活動課】	行政資料	13人 (平成30(2018)年度)	18人

※目標値は、現状値のみでなくこれまでの実績値に基づき設定

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策5-1 女性の性や健康に関する理解の推進				
	パパママ教室における夫の参加率 【健康課】	行政資料	20.0% (平成30(2018)年度)	20.0%
	母子保健サービスに対する満足度 【健康課】	まちづくりアンケートにおいて把握	79.7% (平成30(2018)年度)	80.0%
施策5-2 困難に直面する男女への支援				
	相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合 【こども課】	行政資料	36.0% (平成30(2018)年度)	40.0%

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

	指標		現状値	目標値 (令和6(2024)年度)
	内容	把握方法		
施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり				
	DVに関する相談窓口の認知度 (「相談窓口を知っている」と回答した人の割合) 【こども課】	まちづくり アンケートに おいて把握	45.2% (平成30(2018)年度)	60.0%
施策6-2 被害者支援の推進				
	相談従事者の研修・セミナー等受講回数 【こども課】	行政資料	6回 (平成30(2018)年度)	6回

* 全指標の現状値は、把握可能な直近の値を掲載しているため、指標により年度が異なります。

資料編

1 尾張旭市男女共同参画審議会

(1) 尾張旭市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市男女共同参画推進条例(平成25年条例第34号)第23条第4項の規定に基づき、尾張旭市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(2) 男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体名等	備考
会長	松澤 裕子	愛知学泉大学	
副会長	三浦 庄三	春日井人権擁護委員協議会 尾張旭地区委員会	
委員	唐井 富博	一般社団法人 尾張旭青年会議所	～令和元年8月31日
委員	古橋 健一郎	一般社団法人 尾張旭青年会議所	令和元年9月1日～
委員	岡崎 信久	連合愛知尾張東地域協議会	～令和元年8月31日
委員	福田 祥治	連合愛知尾張東地域協議会	令和元年9月1日～
委員	谷山 れい子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
委員	近藤 真記	尾張旭市子育てサークル連絡会	
委員	安井 順子	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会	
委員	松原 しず	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	～令和元年8月31日
委員	裕原 圭子	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	令和元年9月1日～
委員	田中 広樹	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	～令和元年5月31日
委員	恩田 学	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	令和元年6月1日～
委員	永野 博	尾張旭市自治連合協議会	～令和元年5月31日
委員	庭野 正行	尾張旭市自治連合協議会	令和元年6月1日～
委員	鈴木 一平	公募市民	
委員	山田 恵子	公募市民	～令和元年8月31日
委員	池田 香吏	公募市民	令和元年9月1日～

(3) 諮問・答申

審議会への市長からの諮問

1 市活第138号
令和元年8月27日

尾張旭市男女共同参画審議会
会長 松澤 裕子 殿

尾張旭市長 森 和 実

第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し（素案）について（諮問）
尾張旭市男女共同参画推進条例第10条第4項において準用する同条第2項の規定に基づき、第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し（素案）について貴審議会の意見を求めます。

令和元年10月24日

尾張旭市長 森 和 実 様

尾張旭市男女共同参画審議会
会長 松 澤 裕 子

第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版（素案）について（答申）

令和元年8月27日付け1市活第138号で当審議会に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

なお、本プランのめざす姿である「男女共同参画社会の実現」に向け、下記の意見を申し添えます。

記

- 1 第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版（素案）
別添のとおり
- 2 付帯意見
 - (1) 固定的な性別による役割分担意識が依然として残り、市民が個性や能力を十分発揮できていない可能性がある。今後、性別役割分担意識を解消する取組をより一層推進すること。
 - (2) P T A活動において性別を限定した役職、役割の見直しについて積極的な働きかけを行うこと。
 - (3) 各事業の実施にあたっては、市民活動団体等と連携した取組を推進すること。
 - (4) ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、小規模事業者が取り組みやすい具体的な事例の情報提供を行うこと。
 - (5) 職業生活における女性の活躍の推進に関する法律の一部改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大されたため、その内容の周知及び取組の支援等に努めること。
 - (6) 女性活躍や子育て支援等に取り組む企業等を評価する入札制度の検討にあたっては、地元企業の参入を妨げることをないよう、関連部局が連携し慎重に進めること。
 - (7) 成果目標の目標値については設定基準を明確にし、可能な限り目標値を高く設定するよう努めること。
 - (8) 成果目標の達成を目指して、積極的な事業展開を図ること。

2 尾張旭市男女共同参画行政推進会議

尾張旭市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、尾張旭市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある職員及び会長が選任した職員とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、市民生活部長及び市民生活部長が選任した職員をもって構成する。
- 3 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- 4 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策について、関係部局との連絡調整に関すること。
 - (2) その他幹事会が必要と認める事項に関すること。
- 5 幹事会は、必要に応じて関係職員に幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務に関する事項を検討するため、ワーキング部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議に関する庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。
- 2 尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱(平成16年6月15日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年6月30日までの間は、第3条第3項中「教育長」を「収入役及び教育長」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

区分	役職
委 員	企画部長
委 員	総務部長
委 員	市民生活部長
委 員	健康福祉部長
委 員	こども子育て部長
委 員	都市整備部長
委 員	消防長
委 員	教育部長
委 員	議会事務局長
委 員	監査委員事務局長
委 員	尾張旭市長久手市衛生組合事務長

3 中間見直し経過

平成30（2018）年度

年月日	内 容
5月10日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し方針(案)について
5月23日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しについて
8月9日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しについて
10月9日～ 10月15日	尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査票(案)について、尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会に意見聴取
10月15日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しの全体スケジュールについて ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しに係る市民意識調査について
11月8日～ 11月26日	尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
11月～2月	団体・企業ヒアリング調査の実施
2月13日～ 2月25日	第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し骨子案の確認について、尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会に依頼
2月18日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しに係る市民意識調査結果について ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し骨子案について

令和元（2019）年度

年月日	内 容
5月22日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しにおける指標評価について ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しにおける施策体系及び指標について
7月9日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し(素案)について
7月11日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直しにおける総合評価(案)について
7月25日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プランの進捗状況について
7月29日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し(素案)について
8月27日	尾張旭市長より尾張旭市男女共同参画審議会へ諮問
8月27日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し(素案)について(1回目)
10月9日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し(素案)について(2回目) ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し(素案)の答申(案)について
10月24日	尾張旭市男女共同参画審議会より答申
12月3日～ 1月6日	パブリックコメントの実施
2月4日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版(案)に対するパブリックコメントの実施結果について ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版(案)について ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版【概要版】(案)について

4 用語解説

あ行	
あいち女性輝きカンパニー	女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業等を愛知県が認証するもの。
LGBT (エルジービーティー)	Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人)の頭文字をとって組み合わせた言葉。性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。
さ行	
女性活躍推進法	働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主(国や地方公共団体、民間企業等 [*])に義務づけた法律。 ※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業等 [*] にあっては努力義務
女性の活躍促進宣言	平成26(2014)年8月に開催された「あいち女性の活躍促進会議」において採択された「あいち女性の活躍促進行動宣言」の趣旨を踏まえ、女性の活躍促進に向けて取り組んでいくことを宣言したものの。賛同する企業等を募集している。
た行	
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
は行	
働き方改革実行計画	議長を総理とし、労働界と産業界のトップと有識者が参加する「働き方改革実現会議」において、「非正規雇用の処遇改善」「賃金引上げと労働生産性向上」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」など9つの分野について議論し、その成果として平成29(2017)年3月にまとめられた計画。あわせて、その実現に向けたロードマップが示されている。
ら行	
労働施策総合推進法	労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を実現し、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする法律。そのために、経済社会情勢の変化の中で、国が労働施策を総合的に講じ、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者が有する能力を有効に発揮できるようにすることとしている。 令和元(2019)年の改正により、職場のパワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置(相談体制の整備等)について、新たに事業主に義務づけられた。

5 法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかに

するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団

体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一

方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生

活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(4) 尾張旭市男女共同参画推進条例

前文

私たちのまち尾張旭市は、男女が真に対等な市民として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、人権を尊重し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女が共に持てる力を十分に発揮することを阻害する社会制度及び慣行が根強く残っており、本市においても男女共同参画社会の実現にまだまだ多くの課題があります。

そのため、男女共同参画社会を実現するに当たり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人をいいます。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育に携わる者をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は性

別による固定的役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある又は親密な関係にあった異性から振るわれる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。

(7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において取り組まなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由に差別的取扱いを受けることなく、その個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的な視野を持って行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはなりません。

- (1) 性別を理由にした差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に広く表示する情報への配慮)

第9条 何人も、市民に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければなりません。

- (1) 性別による固定的な役割分担を正当化し、及び助長する表現
- (2) 男女間の直接的であるか間接的であるかを問わず身体的又は精神的な暴力を正当化し、及び助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

第3章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 市は、基本計画を定めるに当たり、あらかじめ尾張旭市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)の意見を聴くものとします。

3 市は、基本計画を定めるに当たり、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるものとします。

4 基本計画の変更については、前2項の規定を準用します。

5 市は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、これを公表するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を行うよう努めるものとします。

(市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を行うよう努めるものとします。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が実施する雇用の分野における男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとします。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援を行うものとします。

(市民活動等への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体等に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとします。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な視野を持って、情報の収集その他必要な措置を行うよう努めるものとしします。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとしします。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとしします。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとしします。

第4章 意見及び相談の対応

(市が実施する施策に対する申出)

第21条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があった場合は、適切な処理を行うとともに、その内容について市長が必要と認めるときは、審議会に報告し意見を聴くものとしします。

(権利侵害の相談の申出)

第22条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があったときには、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を行うものとしします。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長からの諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議します。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べるることができます。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されている尾張旭市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなします。

第2次尾張旭市男女共同参画プラン ～中間見直し版～

発 行:尾張旭市

編 集:市民生活部 市民活動課

住 所:〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

T E L:0561(76)8125 F A X:0561(52)0831

発行年月:令和2年3月

